

新得町災害廃棄物処理計画 (原案)

令和 3 年度

新 得 町

目次

第1編 総則	1
第1章 本計画の目的及び位置づけ	1
第2章 基本的事項	3
(1) 対象とする災害	3
(2) 対象とする災害廃棄物	4
(3) 災害廃棄物処理の基本方針	6
(4) 処理スケジュール	6
(5) 処理主体	8
(6) 新得町の概況	8
第2編 災害廃棄物対策	12
第1章 組織体制・指揮命令系統	12
(1) 新得町災害対策本部	12
(2) 廃棄物部局の業務	14
第2章 情報収集・連絡	17
(1) 新得町災害対策本部との連絡および共有する情報	17
(2) 国、北海道、都府県等との連絡	18
(3) 北海道との連絡及び報告する情報	20
第3章 協力・支援体制	21
(1) 自衛隊・警察・消防との連携	21
(2) 市町村等、北海道及び国の協力・支援	21
(3) 民間事業者との協力体制	23
(4) ボランティアとの連携	24
(5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替	25
第4章 住民等への啓発・広報	26
第5章 職員の教育訓練・研修	27
第6章 一般廃棄物処理	28
(1) 一般廃棄物処理施設	28
(2) 避難所ごみへの対策	30
(3) 避難所ごみ発生量	32
(4) 仮設トイレへの対策	33
第7章 災害廃棄物処理対策	36
(1) 災害廃棄物処理の全体像	36
(2) 発生量	37

(3) 処理可能量.....	40
(4) 処理スケジュール.....	43
(5) 処理フロー.....	43
(6) 収集運搬体制.....	46
(7) 仮置場.....	49
(8) 損壊家屋の解体・撤去.....	55
(9) 選別・処理・資源化.....	57
(10) 焼却処理.....	58
(11) 最終処分.....	58
(12) 広域的な処理・処分.....	59
(13) 適正処理が困難な廃棄物.....	59
(14) 水害による廃棄物.....	64
(15) 思い出の品等への対応.....	65
第8章 地域特性と対応方針.....	66
第9章 火山噴火による災害対策.....	68
(1) 火山災害対策.....	68
(2) 火山灰の処理.....	68
(3) その他の対策.....	70
第10章 計画の点検.....	71

第 1 編 総則

第 1 章 本計画の目的及び位置づけ

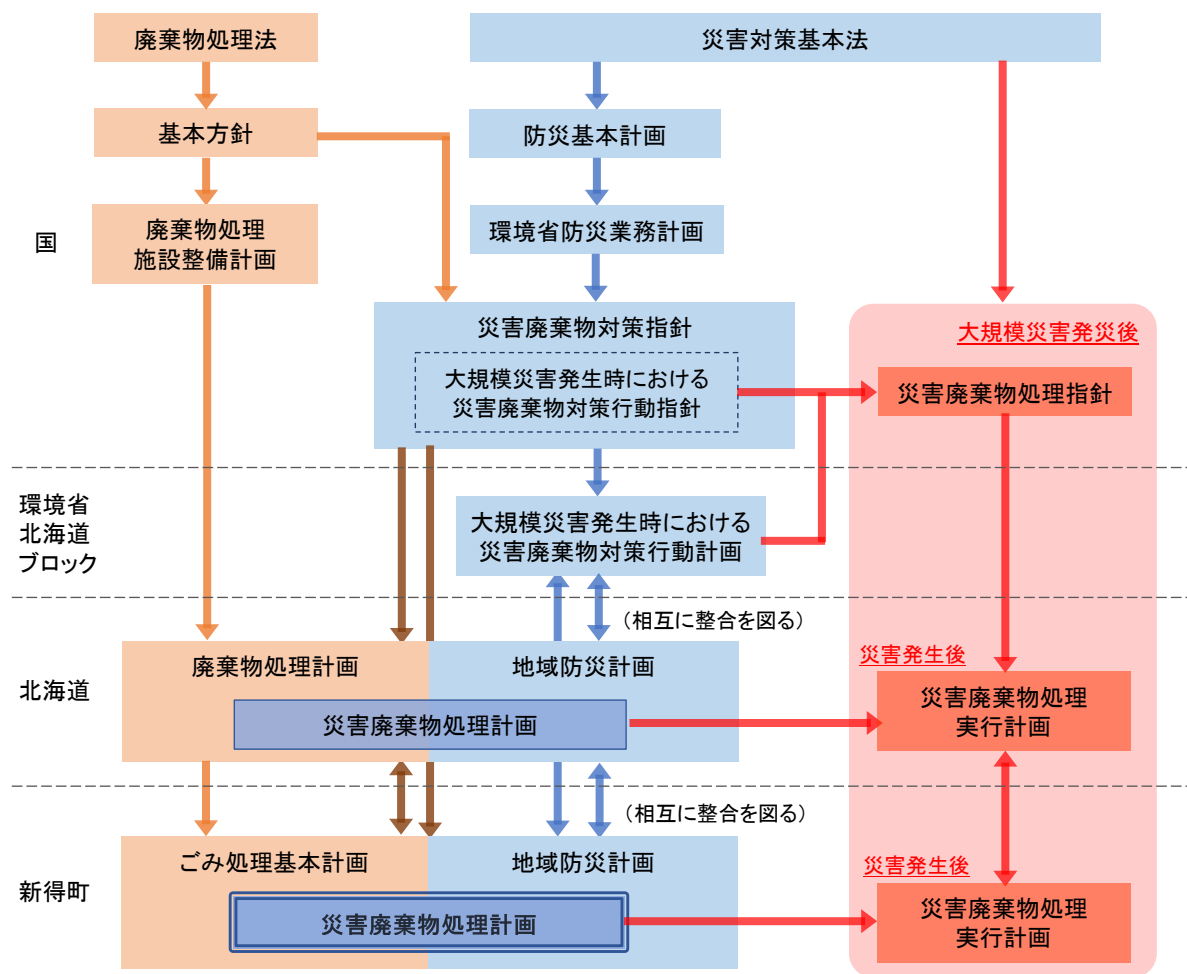
環境省は、平成 23 年 3 月の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予想される大規模地震や水害といった自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について必要事項をとりまとめた、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を策定しました。

北海道はこれを受け、平成 30 年 3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」を策定しました。

災害が発生した際は、通常時に発生する生活ごみのほか、がれき類等の災害廃棄物が大量に発生し、交通の途絶、廃棄物処理施設の損傷等により速やかな廃棄物の収集・運搬・処分等に支障をきたすことが懸念されます。

このため、災害に遭った建物から発生するがれきや避難所から発生するごみ・し尿の問題等に対して、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に十分な対策を講じておくことが重要となっています。

このような背景を踏まえ新得町は、新得町地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）と整合を図り、想定される地震・水害に対する事前の体制整備を中心に、災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、新得町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」といいます。）を策定します。



出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月、環境省）p1-4

図 1-1-1 災害廃棄物処理に係る各種法令・計画の位置づけ

第2章 基本的事項

(1) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地域防災計画と整合を図り、以下の災害とします。

1) 地震災害

地域防災計画で想定される地震のうち、新得町に最も大きな被害をもたらす「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定します。この想定災害では、建物被害棟数と人的被害について推計されています。

表 1-2-1 本計画で想定する地震災害の内容

項目		内容
想定地震		全国どこでも起こりうる直下の地震
地震規模		マグニチュード：6.9
震度		震度 6 弱：141 地区
建物被害	全壊	木造住宅：27 棟 非木造住宅：1 棟
	半壊	木造住宅：264 棟 非木造住宅：5 棟
	合計	木造住宅：291 棟 非木造住宅：6 棟

2) 水害災害

本計画で想定する水害災害は、新得町浸水想定区域図（新得町ハザードマップ）に基づき、新得地区のパンケ新得川が氾濫した場合を想定します。

表 1-2-2 本計画で想定する水害災害の内容

項目	内容
想定水害	パンケ新得川の氾濫

（２）対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、環境省「災害廃棄物対策指針」に基づき、地震災害、風水害その他自然災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物です。区分、種類及び内容は表 1・2・3 のとおりです。

表 1-2-3 対象とする災害廃棄物

種 類	内 容
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物。
可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電 4 品目	被災家屋から排出される家電 4 品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは家電リサイクル法により処理を行う
小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電 4 品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿

※ 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い

※ 災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、家庭系ごみ（災害廃棄物対策指針では「生活ごみ」と表記されている）、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月、環境省）p. 1-9～1-10 をもとに作成

（３）災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後の住民の生活環境の確保のため、以下に示す基本方針に基づき、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に努めます。

- 災害によって発生した災害廃棄物を早期に回収・処理することに努めます。
- 仮置場での分別を徹底することで、可能な限り再資源化・再利用を行いリサイクル推進と埋立処分量の削減に努めます。
- 災害廃棄物は通常の廃棄物とは異なり、有害廃棄物や危険物の混入等が考えられるため、安全に徹底した作業に努めます。
- 災害廃棄物の処理にあたっては、二次災害を防止するため、環境対策、モニタリング、火災対策を行います。
- 自己処理が困難な場合は都道府県や国、他の地方自治体等の協力・支援を受けて処理を行います。

（４）処理スケジュール

災害廃棄物処理のスケジュールは、以下の方針で行います。大規模災害の場合であっても、発生から概ね３年以内の処理完了を目指しますが、表 1-2-4 を参考とし、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

- 避難所ごみと仮設トイレのし尿については、避難所の生活環境悪化を防止するため、発災の翌日にはし尿の収集運搬を、３～４日後には避難所ごみの収集運搬を開始し、避難所の閉鎖とともに終了します。
- 災害廃棄物の処理については、災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、可能な限り早期の処理を目指し、発災後に適切な処理期間を設定します。
- 大規模災害時においては、概ね３年以内の処理を目指します。ただし、復旧・復興事業における再生資材の利用は、内容や進捗に応じて柔軟に対応します。

表 1-2-4 過去の災害事例

災害の 種類	災害名称	発災年月	災害廃棄物量	処理期間
地震	阪神・淡路大震災	平成 7 年 1 月	1,500 万 t	約 2 年
地震	新潟県中越地震	平成 16 年 10 月	60 万 t	約 3 年
地震	東日本大震災	平成 23 年 3 月	3,100 万 t	約 3 年 (福島県を除く)
水害	広島県土砂災害	平成 26 年 8 月	52 万 t	約 1.5 年
地震	熊本地震(熊本県)	平成 28 年 4 月	311 万 t	約 2 年
水害	平成 30 年 7 月豪雨(岡山県、広島県、愛媛県)	平成 30 年 7 月	189 万 t ^{※1}	約 2 年
水害	令和元年房総半島台風・東日本台風	令和元年 9 月・10 月	154 万 t ^{※2}	約 2 年 (予定)
水害	令和 2 年 7 月豪雨	令和 2 年 7 月	54 万 t ^{※3}	約 1.5 年 ^{※4} (予定)

※1 主要被災 3 県の合計(令和 2 年 7 月時点)

※2 被災自治体からの報告の合計(令和 3 年 1 月末時点)

※3 被災自治体からの報告の合計。土砂混じりがれきを含む(令和 3 年 1 月末時点)

※4 熊本県分のみ(令和 3 年 1 月末時点)

出典:「第 3 回 令和 2 年度災害廃棄物対策推進検討会」(令和 3 年 3 月 25 日、環境省)資料 1-1 をもとに
作成

（５）処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、新得町が処理の責任を有します。

新得町は、地域内の資機材、人材を最大限活用し、十勝圏複合事務組合と連携して、迅速かつ適正な災害廃棄物処理に努めます。

新得町が想定以上の甚大な被害を受け、北海道の支援を受けても適切な事務の遂行が困難な場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14（事務の委託）の規定に従い、北海道への事務委託を行います。

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施します。ただし、倒壊の恐れがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、新得町と損壊家屋等の所有者が協議・調整のうえ、本町が撤去を行う場合があります。

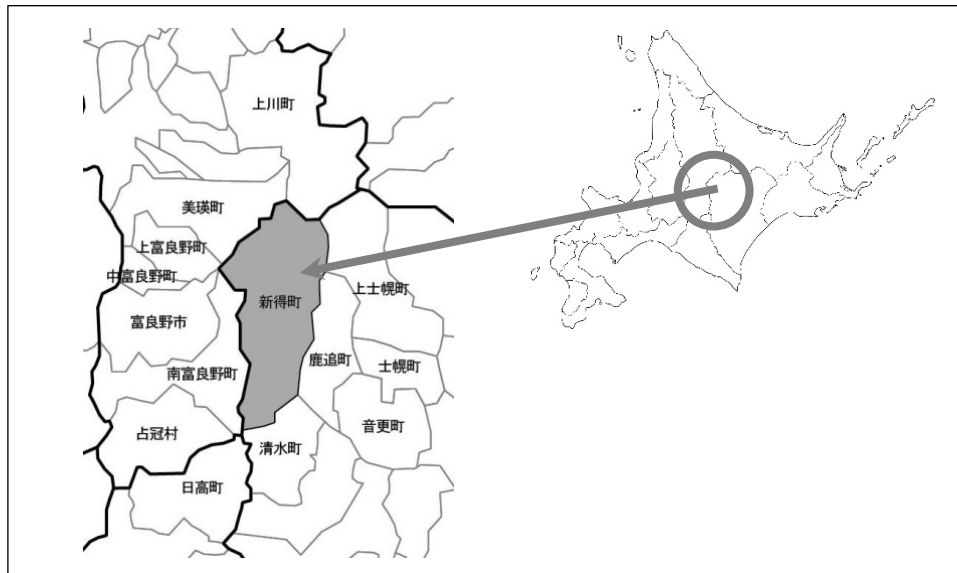
（６）新得町の概況

1）位置・地勢

新得町は、北海道十勝の最北西部に位置し、北は大雪山国立公園、西は日高山脈に囲まれた中山間地域です。

行政区域は東西 30.76km、南北 62.29km、総面積 1,063.83km²を有しており、東は鹿追町・上士幌町、南は清水町、西は南富良野町、北は美瑛町・上川町に接しています。

総面積の約 9 割は森林で、北部一帯が総面積の約 7 割を占める大雪山国立公園の国有林となっており、南部は十勝川流域の屈足地域、佐幌川流域の新得地域、その中間台地の上佐幌地域の 3 地域に分かれています。

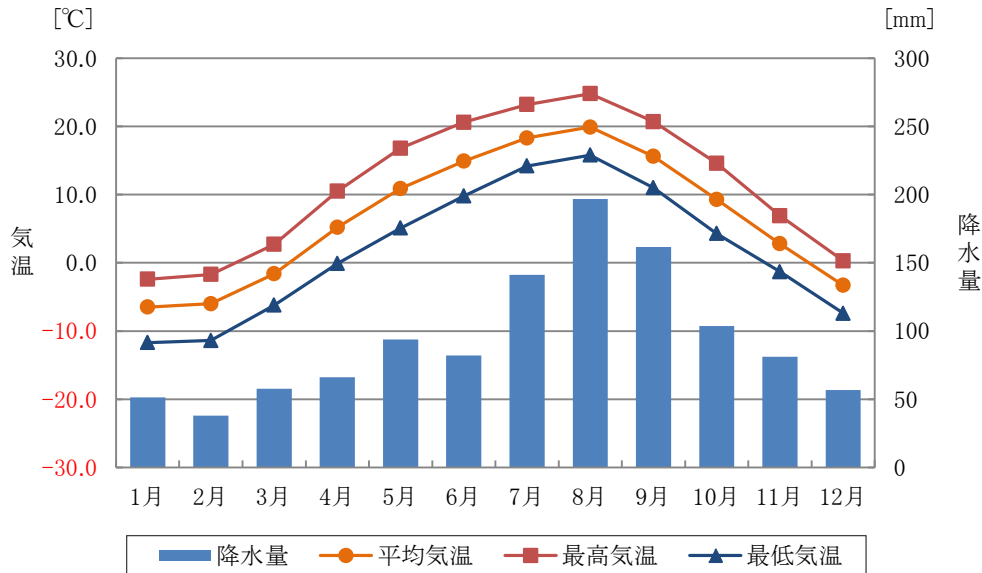


出典：「第 4 期新得町一般廃棄物処理基本計画」

図 1-2-1 新得町の位置

2) 気象

新得町の気候は、大雪山系や日高山脈の影響を受け、寒暖差の激しい内陸性気候の特徴を有しています。また、山麓に位置しているため、十勝総合振興局管内では新得町だけが「特別豪雪地帯」の指定を受けています。



出典：「第4期新得町一般廃棄物処理基本計画」

図 1-2-2 新得町の気温と降水量（平年値）

3) 人口

新得町の人口は、昭和30年国勢調査の15,525人が最も多く、それ以降は減少をたどっており、平成27年国勢調査では6,288人とピーク時と比較して9,237人、59.5%の大幅な減少となっています。

世帯数は、昭和55年まで増加し続けましたが、その後減少し、平成2年から再び増加しました。平成17年以降は減少傾向にあり、平成27年国勢調査では3,043世帯となっています。

1世帯あたりの人口は減少傾向にあり、平成27年は2.1人/世帯となっています。

表 1-2-5 人口と世帯数の推移

区分	人口（人）			世帯数 （世帯）	1世帯あたり の人口
	総数	男	女		
昭和10年	8,039	4,159	3,880	1,423	5.6
昭和15年	9,439	-	-	1,540	6.1
昭和20年	9,037	4,529	4,508	1,570	5.8
昭和25年	11,004	5,610	5,394	1,996	5.5
昭和30年	15,525	8,905	6,620	2,535	6.1
昭和35年	13,651	7,275	6,376	2,748	5.0
昭和40年	13,780	7,588	6,192	3,110	4.4
昭和45年	11,089	5,593	5,496	2,978	3.7
昭和50年	11,537	6,317	5,220	3,079	3.7
昭和55年	9,502	4,823	4,679	3,336	2.8
昭和60年	9,008	4,498	4,510	3,216	2.8
平成2年	8,275	4,071	4,204	3,113	2.7
平成7年	7,822	3,858	3,964	3,183	2.5
平成12年	7,657	3,781	3,876	3,311	2.3
平成17年	7,243	3,569	3,674	3,280	2.2
平成22年	6,653	3,320	3,333	3,106	2.1
平成27年	6,288	3,123	3,165	3,043	2.1

※国勢調査

4) 交通

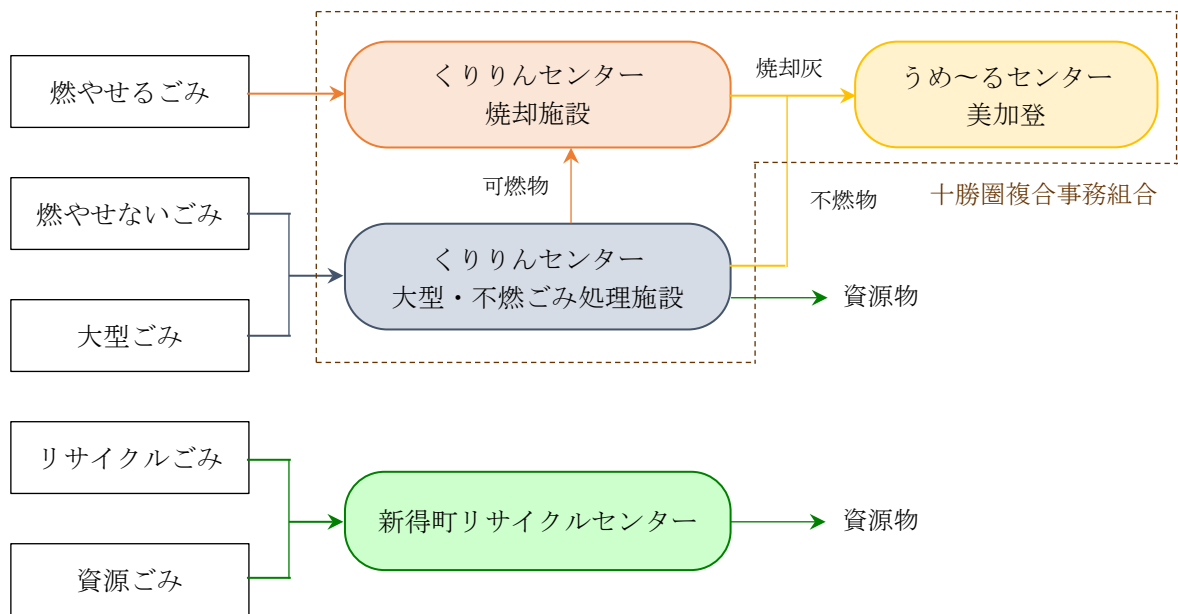
新得町には、千歳市から釧路市と足寄町を結ぶ道東自動車道及び滝川市と釧路市を結ぶ国道 38 号が主要道路として走っています。また、帯広市と新得町を結ぶ道道 75 号帯広新得線、新得町と鹿追町を結ぶ道道 593 号屈足鹿追線、美瑛町と清水町を結ぶ道道 718 号忠別清水線などが走っています。

鉄道については、滝川市から帯広市及び釧路市を経て根室市を結ぶ J R 根室本線、千歳市から夕張市を経て新得町を結ぶ石勝線があります。

5) 平常時のごみ処理

ごみの分別区分は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・リサイクルごみ・資源ごみの 5 区分となっています。

新得町では、令和 3 年度から十勝圏複合事務組合のごみ処理施設において共同処理を開始し、燃やせるごみは焼却処理、燃やせないごみ・大型ごみは破碎・選別処理を行っています。また、それぞれの施設から搬出される焼却灰や不燃物等の残渣は埋立処分します。リサイクルごみ・資源ごみは、新得町リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・梱包処理を行っています。



出典：「第4期新得町一般廃棄物処理基本計画」

図 1-2-3 新得町のごみ処理フロー（平常時）

第 2 編 災害廃棄物対策

第 1 章 組織体制・指揮命令系統

(1) 新得町災害対策本部

新得町は、災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、必要があると認めるときは、図 2-1-1 のように災害対策本部を設置します。廃棄物担当部局として、災害廃棄物の処理等は【生活環境班】が対応します。

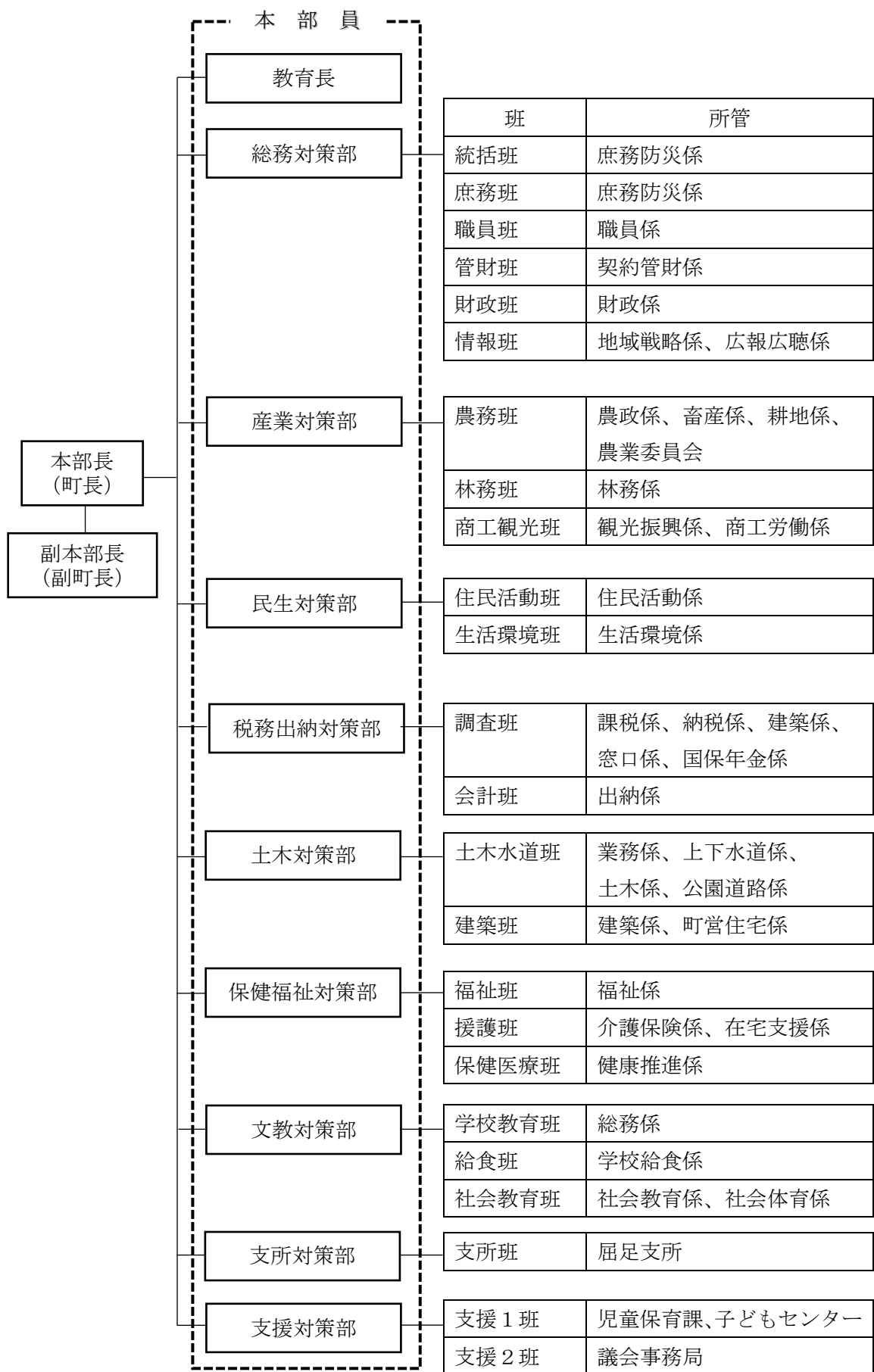


図 2-1-1 災害対策本部の構成

出典：「新得町地域防災計画」

(2) 廃棄物部局の業務

生活環境班の事務分担は下記のとおりです。

- 1 塵芥の収集、し尿の汲取りの処理に関すること
- 2 避難所における仮設トイレの設置に関すること
- 3 救急薬品その他衛生資材の供給確保に関すること
- 4 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること
- 5 死亡者の収容及び安置に関すること
- 6 死体の処理、埋葬に関すること

発災後に行う業務概要は、表 2-1-1 及び表 2-1-2 に示すとおりです。

災害規模等により異なりますが、初動期は発災から数日間、応急対応（前半）は発災から 3 週間程度、応急対応（後半）は発災から 3 か月程度、復旧・復興は応急対策後から 1 年～3 年程度を目安とします。

表 2-1-1 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項目		内容
初動期	家庭系ごみ	家庭系ごみの収集方針の決定・周知・広報 (災害で発生する片付けごみと混同しないようにする)
		ごみ処理施設等の被災状況の把握、安全性の確認
		生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
		感染性廃棄物への対策
	し尿等	し尿収集業者の確認
		仮設トイレ（簡易トイレ含む）、消臭剤や脱臭剤の確保
		仮設トイレの必要数の把握、設置
		し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始、処理・保管先の確保）
		仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
(前半) 応急対応	家庭系ごみ 避難所ごみ等	処理施設等の稼働運転、災害廃棄物緊急処理受入
		処理施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定
		収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
		感染性廃棄物への対策
	し尿等	収集状況の確認・支援要請
		仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）
(後半) 応急対応	家庭系ごみ 避難所ごみ等	処理施設等の補修・再稼働の実施
復興・復旧	し尿等	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去

出典：「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）p. 1-15 をもとに作成

表 2-1-2 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項目		内容
初動期	被災状況の把握	管内全域、交通状況、収集ルート of 被災状況確認
	自衛隊等の連携	自衛隊・警察・消防との連携
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討
		収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携
		収集運搬の実施
	解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去
	仮置場	仮置場必要面積の算定
		仮置場の候補地の選定
		受入に関する合意形成
		仮置場の確保・設置・管理・運営、火災・飛散防止策
	有害廃棄物・危険物対策 分別・処理・再資源化	環境モニタリングの実施（特に石綿モニタリングは初動時から実施する）
		有害廃棄物・危険物への対策検討
	住民対応	腐敗性廃棄物の優先的処理
		各種相談窓口の設置 住民等への啓発広報
応急対応（前半）	発生量等	災害廃棄物の発生量、処理可能量の推計
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	処理スケジュール	処理スケジュールの検討、見直し
	解体・撤去	倒壊の危険性のある建物の優先撤去
	有害廃棄物・危険物対策	発生量・所在の把握、受入・保管方法の検討、処理先の確保、撤去作業の安全確保と優先的回収の実施
	分別・処理・再資源化	広域処理の必要性の検討
		仮設処理施設の必要性の検討
（後半） 応急対応	分別・処理・再資源化	必要に応じて広域処理の実施
		仮設処理施設の設置・管理・運営
	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立
復興・復旧	仮置場	仮置場の復旧・返却
	分別・処理・再資源化	仮設処理施設の解体・撤去

出典：「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）p. 1-14 をもとに作成

第2章 情報収集・連絡

(1) 新得町災害対策本部との連絡および共有する情報

災害対策本部と共有する情報の内容を表 2-2-1 に示します。

情報共有は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに対策部内及び関係者に周知します。また、時間の経過に伴い被災・被害状況が明らかになり、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集し、災害対策本部と共有します。

表 2-2-1 災害対策本部と共有する情報

区分	情報共有項目	目的
避難所と避難者数の把握	➤ 避難所名 ➤ 各避難所の避難者数 ➤ 各避難所の仮設トイレ数	➤ 仮設トイレ必要基数把握 ➤ 生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被災状況の把握	➤ 建物の全壊及び半壊棟数 ➤ 建物の焼失棟数	➤ 災害廃棄物の発生量、種類等の把握
水道・道路等の被災状況の把握	➤ 水道施設の被害状況 ➤ 断水の状況と復旧の見通し ➤ 下水処理施設の被災状況 ➤ 道路、橋梁の被災状況と復旧の見通し	➤ し尿発生量等の把握 ➤ 仮置場、収集運搬ルート確保

（２）国、北海道、都府県等との連絡

災害廃棄物対策指針及び北海道災害廃棄物処理計画に示される災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制のイメージを図 2-2-1 に示します。

広域的な相互協力体制を確立するために、北海道を通して国（環境省、北海道地方環境事務所）や支援都府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行います。

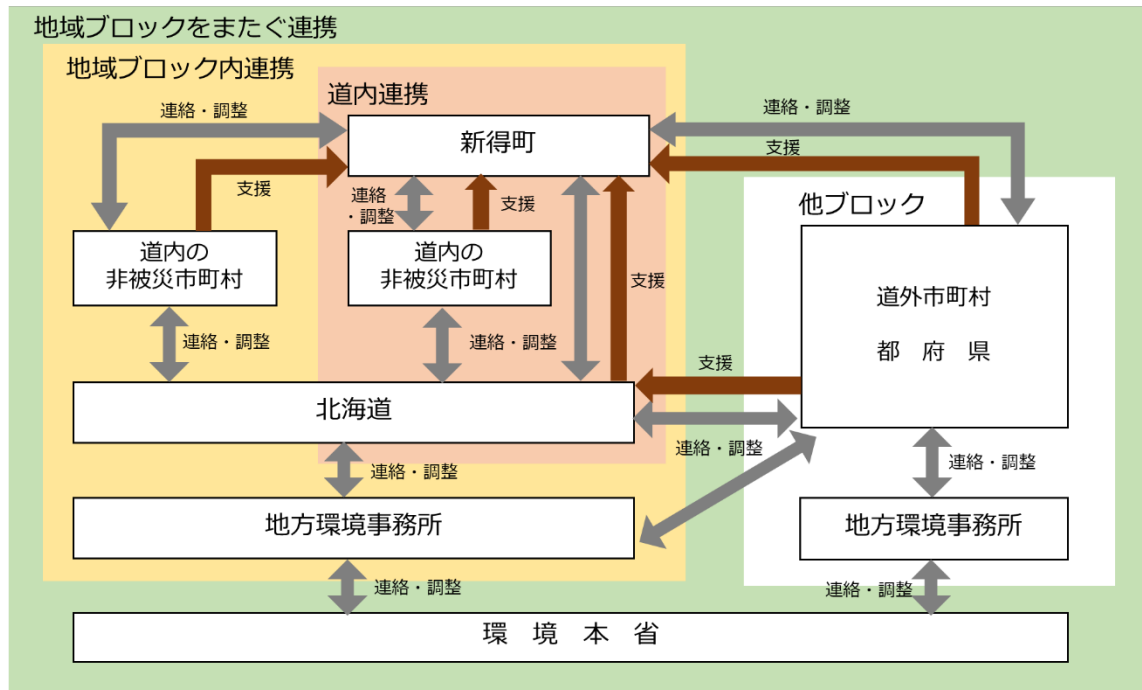


図 2-2-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制のイメージ

※「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 8-1】（令和 2 年 3 月 31 日作成）を参考に作成

【連絡先一覧】

1) 北海道及び振興局

区分	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
北海道	環境生活部 環境局循環型社会推進課	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 北海道庁本庁舎 12 階	011-204-5196	011-232-4970
十勝総合振興局	保健環境部 環境生活課	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-27-8527	0155-22-3746

2) 一部事務組合（廃棄物関係）

組合名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
十勝圏複合事務組合	080-2464	帯広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5	0155-37-3550	0155-37-4119

3) 一般廃棄物処理施設

①ごみ焼却施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
くりりんセンター	十勝圏複合事務組合	080-2464	帯広市西 24 条北 4 丁目 1 番 5	0155-37-3550

②最終処分場

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
うめ〜るセンター美加登	十勝圏複合事務組合	089-3155	中川郡池田町字美加登 279 番 10	015-573-2101

③その他のごみ処理施設

施設名	運営主体	郵便番号	住所	電話番号
新得町リサイクルセンター	新得町	081-0038	上川郡新得町字新得 69	0156-64-7018

④し尿処理場

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
十勝川流域下水道センター	十勝圏複合事務組合	080-0048	帯広市西 18 条北 3 丁目 13 番 1	0155-33-8662

(3) 北海道との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、北海道へ報告する情報を表 2-2-2 に示します。

発災後、迅速に災害廃棄物処理体制を構築して処理を進めるため、速やかに町内の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について情報収集を行います。特に、優先的に処理することが求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となります。

北海道との連絡窓口を明確にし、収集した情報やごみ処理の進捗状況などについて、定期的に報告して情報共有と連携を図ります。

表 2-2-2 北海道へ報告する情報の内容

区分	報告する情報	目的
家屋等の被災状況	➤ 全壊、倒壊戸数 ➤ 浸水区域、浸水戸数（床上、床下） ➤ 土砂崩れ等の状況	➤ 迅速な処理体制の構築
災害廃棄物の発生状況	➤ 災害廃棄物の種類と発生量 ➤ 必要な支援	
廃棄物処理施設の被災状況	➤ 被災状況、復旧見通し ➤ 必要な支援	
仮置場整備状況	➤ 仮置場の位置と規模 ➤ 必要資材の調達状況 ➤ 運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	➤ 腐敗性廃棄物の種類と発生量 ➤ 有害廃棄物の種類と発生量 ➤ 各廃棄物の処理、拡散状況	➤ 生活環境の保全 ➤ 災害廃棄物処理の全体像把握
災害廃棄物処理の状況	➤ 処理量と進捗状況	

第3章 協力・支援体制

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、道路担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整を行います。

応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察・消防等と十分に連携を図ります。また、災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供します。

(2) 市町村等、北海道及び国の協力・支援

甚大な被害が発生した場合には、その被害規模に応じて、あらかじめ締結している災害協定等に基づき、支援を要請します。

協力・支援体制の構築にあたっては、必要に応じて D.Waste-Net[※]（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用して人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効果的な処理を進めます。

また、災害廃棄物処理業務を遂行するうえで、新得町のみで対応が困難と判断された場合は、図 2-3-1 に示す北海道及び市町村相互応援の応援要請等の連絡系統に基づき、北海道職員や他の職員等の派遣について協議・調整を要請します。

※災害対策力向上につなげることを目的とした人的な支援ネットワークで、災害廃棄物を専門とする研究・専門機関、業界団体等により構成されています。平常時の機能としては、地方自治体による災害への事前の備え（人材育成や防災訓練等）の支援、災害発災時には、事務局である環境省から協力要請を受け、災害廃棄物の処理が適切かつ円滑・迅速に行われるよう、災害廃棄物に係る現地支援等に携わる有識者、専門家を派遣します。

【自治体間等の相互応援協定の一覧】

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道及び北海道市長会・北海道町村会	H20. 6. 10	災害時の応急活動に関する相互協力
北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 5. 31	災害時の緊急的な応援活動等

※「新得町地域防災計画 資料編」をもとに作成

連絡系統

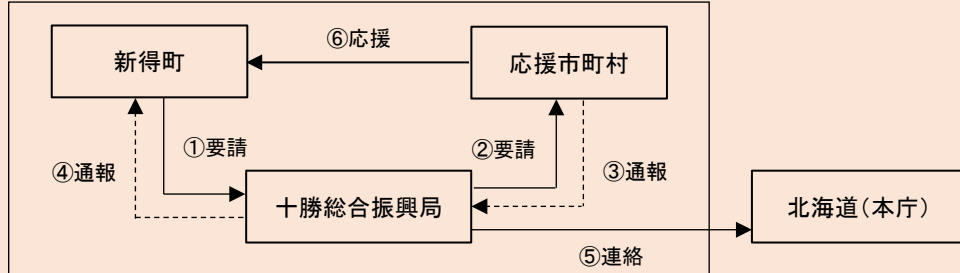
(応援の要請等の連絡系統)

応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、以下のとおりとする。

十勝総合振興局との連絡が取れない場合、または十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間または北海道(本庁)を経由して応援要請及び通報を行うものとする。なお、事後にその旨を連絡するものとする。

第1要請(十勝総合振興局の市町村への要請)

《十勝総合振興局地域》

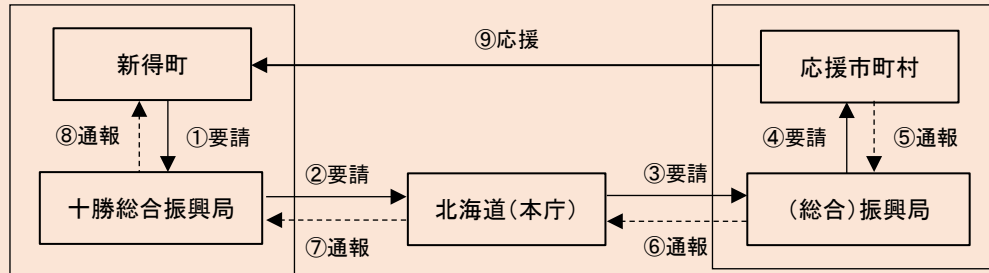


第1要請時の連絡系統図

第2要請(他(総合)振興局の市町村への要請)

《十勝総合振興局地域》

《他(総合)振興局地域》

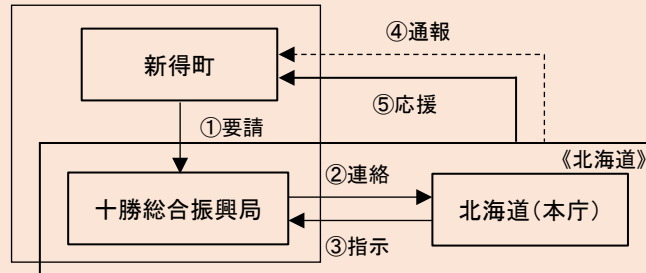


第2要請時の連絡系統図

第3要請(道への要請)

《十勝総合振興局地域》

《北海道》



第3要請時の連絡系統図

出典：北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月）北海道【資料編】p.1-10 に一部修正・加筆

図 2-3-1 北海道及び市町村相互応援の応援要請等の連絡系統

(3) 民間事業者との協力体制

新得町は、災害が発生した場合において、災害廃棄物の処理が円滑に行えるように、以下のとおり民間事業者と災害廃棄物の処理に関連した協定を締結しています。

災害が発生した際の情報収集や、単独で対応することが困難な量の災害廃棄物等の発生が予見される場合など、支援を受ける必要がある場合には、協定等に基づき、民間事業者に対して連携を要請します。

連携項目は災害廃棄物等の処理に直接関係するものから、資機材の提供、電気や上下水道施設などの復旧支援等、災害復旧・災害廃棄物等の処理に間接的に資する項目まで多岐にわたります。

【民間事業者協定の一覧】

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害相互援助協定	山形県東根市	H16.9.7	災害時の応急対策活動（建設資機材等）
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人十勝歯科医師会	H19.7.6	災害時における歯科医療救護に関する活動
新得町における災害応急対策支援に関する協定	新得建設協会	H20.2.29	災害時の公共土木施設、建築物、上下水道等の施設の災害応急対策
災害時における新得町内郵便局と新得町の協力に関する協定	新得町内郵便局	H20.6.18	災害時における緊急車両の提供・広報活動協力等
災害時の発生における新得町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会十勝支部	H23.2.4	災害時の応急復旧活動等
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人厚生協会	H23.12.16	災害時の避難施設協力等
災害時における遺体搬送等に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	H24.2.15	災害時の遺体搬送の協力等
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道 コカ・コーラボトリング株式会社	H24.3.6	災害時の物資の提供等
災害における石油類燃料の供給等に関する協定	帯広地方石油業協同組合 帯広地方石油業協同組合 新得支部	H24.4.20	災害時の石油燃料の提供等
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社 共成レンテム	H25.3.7	災害時の機器等の提供
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	H25.4.8	災害時の避難施設協力等

※「新得町地域防災計画 資料編」をもとに作成

（４）ボランティアとの連携

災害廃棄物を速やかに撤去するためには、被災状況に応じてボランティア等の支援を得ながら進める必要があります。新得町では、町外からのボランティアの受入れ窓口は、「保健福祉対策部福祉班」が行います。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に関連するものとしては、①一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物の搬出、②浸水家屋の床下の泥出し、③家屋内の被災した家財の搬出、④貴重品や思い出の品等の整理・清掃等が挙げられます。

ボランティア活動に関しては、下記に示す項目について留意します。

【災害ボランティア活動の留意点】

- 災害廃棄物処理を円滑に行うため、あらかじめボランティアに周知するためのチラシ等を作成しておき、災害廃棄物処理の担当者が活動開始時点において、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を配布・説明するよう努めます。
- 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があります。このことから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項は必ず伝えとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせないものとします。
- 災害ボランティアの装備は基本的に自己完結ですが、個人で持参できないものについては、可能であれば災害ボランティアセンターで準備をします。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るために必要な装備（防塵マスク、安全ゴーグル・メガネ）を準備し、その活動環境の整備に努めます。
- 破傷風、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症予防及び粉塵に留意します。感染症予防のため、マスクは必ず着用し、体調不良があった場合や、怪我をした場合には綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診察を受けてもらうよう促します。
- 津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、感染症などの危険性があるため、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要があります。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となりますが、感染症やケガ予防のため装備を十分に行い、作業後の手洗いや消毒を行うよう指導します。

（５）災害廃棄物処理の事務委託、事務代替

新得町における被害が甚大で北海道等の支援を受けても、処理の事務を進めることが困難な場合には、地方自治法第 252 条の 14 に基づき、北海道が新得町に代わって処理を行います。新得町から、災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部を委託した場合には、北海道が災害廃棄物処理実行計画を作成し、処理を実施することとなります。

また、地方自治法第 252 条の 16 の 2 の規定に基づく事務の代替執行を依頼した場合には、新得町の作成した災害廃棄物処理実行計画に基づき、北海道が新得町事務の執行を代行し、町内職員が不足する場合には、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、職員の派遣依頼を行います。

第4章 住民等への啓発・広報

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民や事業者の理解は欠かせないものです。災害時においては、生活ごみ・粗大ごみ、片付けごみ[※]等の排出方法に対する住民の混乱が想定され、通常と異なる排出・処理方法に対する住民からの苦情対応に追われることも予測されます。このため、平常時から災害廃棄物の分別方法や便乗ごみの排出防止等に関して継続的に啓発・広報を実施します。

発災後は特に仮置場の設置状況、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等について、早期にわかりやすく情報を提供します。

情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、広報紙、チラシの配布、説明会、回覧板、避難所への掲示等を被災状況や情報内容に応じて活用するほか、報道機関等への協力要請を検討します。

※片付けごみとは、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるごみのことをいいます。

表 2-4-1 住民への広報内容と方法

対応時期	発信内容	発信方法
災害初動期～	・有害・危険物の取扱い ・生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥等の収集方法 ・お問い合わせ先	・役場庁舎、避難所、掲示板への貼り出し
災害廃棄物の撤去・処理開始時～	・片付けごみの排出方法、分別区分、収集方法（仮置場への搬入方法、仮置場の設置場所、搬入品目など） ・災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法 ・被災家屋の取扱い ・倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報 ・被災自動車の所有者意思確認 ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止	・ホームページ ・SNS ・マスコミ報道 ・回覧板 ・チラシ、広報紙 ・広報車 ・避難所等での説明会
本格処理時～	・処理の進捗状況 ・環境モニタリング結果	・登録制防災情報メール

第5章 職員の教育訓練・研修

発災後、災害廃棄物を迅速に処理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害時における職員の対応能力の維持・向上を図る必要があります。そのため、新得町においては、職員・域内事業者や地域住民、町内会等を対象とした研修の実施や、国や北海道で開催する研修に参加するなど、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めます。

また、職員においては、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練等も活用しながら、組織や連絡体制の確認・強化と災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図ります。

第6章 一般廃棄物処理

(1) 一般廃棄物処理施設

新得町は、令和3年度から十勝圏複合事務組合に加入し、ごみの共同処理を行っています。十勝圏複合事務組合では、十勝管内15市町村から排出されるごみを中間処理施設「くりりんセンター」、最終処分場「うめ〜るセンター美加登」において処理しています。

なお、リサイクルごみ・資源ごみは、新得町リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・梱包処理をしています。

新得町を含め十勝総合振興局内19市町村から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、十勝川流域下水道浄化センター内の浄化槽汚泥等受入施設に投入し、下水と一緒に処理しています。

【ごみの中間処理施設（組合設置）】

施設名称	くりりんセンター
所在地	帯広市西24条北4丁目1番5
関係市町村	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
竣工年月	平成8年9月（供用開始：平成8年10月1日）
施設の概要	【焼却施設】 処理能力：330t／日（110t／24h×3炉） 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式） 【大型・不燃ごみ処理施設】 処理能力：110t／5h （破碎施設：80t／5h、プラスチック減容圧縮施設：30t／5h） 一次破碎機、二次破碎機、磁選機、風力選別機、 プラスチック選別機、回転式粒度選別機、アルミ選別機 【発電所】 汽力発電所：発電機出力 8,235kVA(7,000kW) ガスタービン発電所：発電機出力 2,000kVA(1,600kW)

【ごみの最終処分場（組合設置）】

施設名称	うめ〜るセンター美加登
所在地	中川郡池田町字美加登 279 番 10
関係市町村	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
埋立方式	被覆型最終処分場、準好気性埋立構造
竣工年月	平成 23 年 3 月（供用開始：平成 23 年 4 月 1 日）
施設の概要	【埋立期間】 15 年 【埋立容量】 311,200m³ 【残余容量】 177,240m³（令和 3 年 3 月時点） 【埋立物】 焼却残渣、不燃物、プラスチック・圧縮物、沈砂 【遮水方式】 二重遮水シート構造（底面のみ、壁面は一重） 遮水工破損検知システム（電気式）

【リサイクルごみ・資源ごみの中間処理施設（新得町設置）】

所在地	上川郡新得町字新得基線 69 番地
設置主体	新得町
延べ床面積	3,014m ²
処理能力	2.2 t/日
処理方式	缶：機械自動選別、圧縮 ペットボトル：圧縮梱包 トレイ：溶融 ビン：手選別
稼働年月	平成 11 年 4 月
処理対象物	アルミ缶、スチール缶、ガラスビン、ペットボトル、トレイ、ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、容器包装プラスチック

(2) 避難所ごみへの対策

避難所ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととします。家庭系ごみの収集も含めて、優先順位を決めたうえで効率的な対応を検討します。ただし、道路の被災あるいは収集運搬車両の不足や処理施設での受入能力が不足した場合や、一時的または局所的に多量のごみが発生した場合等においては、住民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して、協定等を活用しながら対策を講じるものとします。

過去の災害の教訓から、災害時にあっても、廃棄物の分別を徹底することでその後の処理を円滑にし、早期の復興に寄与すると考えます。そのため、避難所においても可能な限りごみの分別を行うこととし、ごみの排出区分、排出方法、排出場所等を、住民へ速やかに周知します。

避難所から排出されるごみの種類及び保管方法を表 2-6-1 に示します。また、環境省 HP に公表されている新型コロナウイルス感染症対策のための避難所でのごみの捨て方を図 2-6-1 に示します。

表 2-6-1 避難所ごみの種類及び保管方法

[illegible]

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 16-1】」（令和 2 年 3 月改定、環境省）をもとに作成

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための 避難所でのごみの捨て方について

— 避難所を運営されている方々へ —

**1 避難所のごみの
分別ルールを確認し、
避難者への周知を
お願いします。**

資源物の分け方、出し方が普段と異なる場合があります。
ごみ箱・ごみ袋の設置場所、設置の方法、回収頻度などを
予め確認をお願いします。
ふた付きのごみ箱の設置もご確認ください。

**2 ごみ袋の
空気を抜いて
出しましょう!**

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での破裂を
防止できます。



**3 ごみ袋に入れ
しっかり縛って
封をしましょう!**

ごみが散乱せず、収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくなります。



**4 ごみ袋や消毒液を
確保しましょう!**

避難所用のごみ袋や消毒液は
可能な範囲で確保しておきましょう。

発熱、咳等の症状が出た方のための使用済みマスク等の捨て方

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、
おむつ等のごみを捨てる際は、以下のことに注意が必要です。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



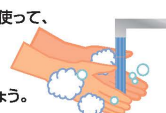
**②ごみに直接触れることの
ないように、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



コロナウイルスに関する詳しい情報は「廃棄物処理における新型コロナウイルス
感染症対策に関するQ&A」のウェブサイトをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



以上の点に気をつけてごみを出していただくことが、避難所での感染拡大防止につながり、
皆様にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



出典：「避難所でのごみの捨て方について—避難所を運営されている方々へ—」（環境省 HP）

図 2-6-1 新型コロナウイルスに係る避難所でのごみの捨て方

(3) 避難所ごみ発生量

避難所ごみの発生量の推計は、表 2-6-2 に示す方法で推計します。本計画では、建物被害棟数から 1 棟＝1 世帯と仮定し、1 世帯当たり人員を用いて避難者数を算出します。

全国どこでも起こりうる直下の地震では、約 0.5t/日の避難所ごみが発生すると推計されます。パンケ新得川の氾濫では、約 2.5t/日の避難所ごみが発生すると推計されます。

表 2-6-2 避難所ごみ発生量の推計方法

避難所ごみ	避難所ごみ発生量 (g/日) = 避難者数 (人) × 発生原単位 (g/人・日)
発生原単位	令和元年度の家庭系ごみ排出量：1,612 トン 令和元年度の行政区域内人口：5,992 人 発生原単位：737g/人・日
避難者数の算出	平成 27 年度の国勢調査より、新得町の 1 世帯当たり人員：2.1 人/世帯

表 2-6-3 避難所ごみ発生量の推計結果

対象災害	建物被害棟数 (棟)	避難者数 (人)	避難所ごみ発生量 (t/日)
全国どこでも起こりうる 直下の地震	297	624	0.46
パンケ新得川の氾濫	1,632	3,428	2.53

※建物被害棟数は床下浸水・床上浸水・半壊・全壊の棟数の合計値

※パンケ新得川の氾濫における建物被害棟数は、第 7 章(2) (表 2-7-5 より)

（４）仮設トイレへの対策

仮設トイレから発生するし尿は、原則として平常時の体制により収集運搬および処理を行います。収集運搬は、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者が行います。処理は、十勝川流域下水道浄化センターで行うため、十勝川流域下水道浄化センターの受入能力の考慮した収集運搬計画を設定します。

収集人員や収集車両等が不足する場合は、北海道等へ支援の要請を行います。

１）仮設トイレの設置

避難所等から発生するし尿に対応するため、速やかに仮設トイレ等を必要とする場所及び数量を把握し、備蓄している簡易トイレや仮設トイレ等を設置します。なお、備蓄数が不足する場合は、協定事業者や他自治体等に提供依頼を行います。

災害対策トイレの種類は、表 2-6-4 に示すように様々な種類があります。

仮設トイレの設置には、通常 1～3 日程度必要とされることから、仮設トイレが使用可能となるまで、発災直後から使用可能な携帯型トイレ（便袋）や簡易型トイレを避難所等に備蓄しておくことが重要です。

仮設トイレの設置にあたり、和式仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置することとします。

また、女性や子供への配慮として、仮設トイレは設置当初から女性用を別にし、女性用トイレの割合を増やすとともに、子供用便座や生理用品等を準備することで、安心して利用できる環境の整備に努めます。

仮設トイレの設置、運営にあたっては、避難所でのトイレの使用・清掃ルールを作り、きれいな使い方や消毒の徹底等、仮設トイレの臭気等衛生対策を行います。

表 2-6-4 災害対策トイレの種類

災害対策 トイレ型式	概要	留意点
携帯型トイレ	既設の洋式便器等に設置して使用する便袋（し尿をためるための袋）を指す。吸水シートがあるタイプや粉末状の凝固剤で水分を安定化させるタイプ等がある。	発災直後から使用でき、断水世帯でも自宅の便器を利用して使用できることから、避難所等に備蓄しておく。使用後は可燃ごみとして収集するため、保管場所や収集方法に留意する。 ※家庭ごみとは分別し、段ボールに入れ新聞紙等で固定したうえで、さらに大きなビニール袋に箱ごと入れて排出すれば、パッカー車で収集しても便袋が破裂するような事態は防げる。
簡易型トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を溜めるタイプや機械的にパッキングするタイプなどがある。し尿を単に溜めるタイプ、し尿を分解して溜めるタイプ、電力を必要とするタイプがある。	いずれのタイプも処分方法や維持管理方法の検討が必要。電気を必要とするタイプは、停電時の対応方法を準備することが必要となる。
仮設トイレ (ボックス型)	イベント会場や工事現場、災害避難所などトイレが無い場所に一時的に設置されるボックス型のトイレ。最近は簡易水洗タイプ（1回あたり 200 cc 程度）が主流となっており、このタイプは室内に臭気の流入を抑える機能を持つ。	ボックス型のため、保管場所の確保が課題となる。便器の下部に汚物を溜めるタンク仕様となっている。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲み取りが必要となる。
仮設トイレ (組立型)	災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置できる組立型のトイレ。パネル型のものやテント型のものがあり、使用しない時はコンパクトに収納できる。	屋外に設置するため、雨や風に強いこと、しっかりと固定できることが求められる。
マンホール トイレ	マンホールの上に設置するトイレ。水を使わずに真下に落とすタイプと簡易水洗タイプがある。上屋部分にはパネル型、テント型などがあり、平常時はコンパクトに収納できる。入口の段差を最小限にすることができる。	迅速に使用するために、組立方法等を事前に確認することが望ましい。屋外に設置するため、雨風に強いことやしっかりと固定できることが求められる。プライバシー空間を確保するため、中が透けないことや鍵・照明の設置などの確認や設置場所の配慮が必要となる。
自己処理型 トイレ	し尿処理装置がトイレ自体に備わっており、処理水を放流せずに循環・再利用する方式、おがくずやそば殻等でし尿を処理する方式、乾燥・焼却させて減容化する方式などがある。	処理水の循環等に電力が必要で、汚泥・残渣の引き抜きや機械設備の保守点検など、専門的な維持管理が必要となる。
車載型トイレ	トラックに積載できる（道路交通法を遵守した）タイプのトイレで、道路工事現場など移動が必要な場所等で使用する。ほとんどが簡易水洗式で、トイレ内部で大便器と小便器を有したものもあり、状況に応じて選択できる。	トイレと合わせてトラックの準備が必要となる。簡易水洗タイプは洗浄水が必要で、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲み取りが必要となる。
災害対策型 常設トイレ	災害時にもトイレ機能を継続させるため、災害用トイレを備えた常設型的水洗トイレを指す。多目的トイレなど場所に応じた設計を行うことができる。	設置場所での運用マニュアルを用意し、災害時における対応がスムーズに行うための周知が必要となる。

2) し尿発生量の推計

仮設トイレからのし尿発生量は、表 2-6-5 に示す方法により推計します。

全国どこでも起こりうる直下の地震では、約 1kL/日のし尿が発生し、仮設トイレは 8 基必要と推計されます。パンケ新得川の氾濫では、約 6kL/日のし尿が発生し、仮設トイレは最大 44 基必要と推計されます。

表 2-6-5 し尿発生量及び仮設トイレ必要設置数の推計方法

し尿	し尿発生量＝ 仮設トイレ使用人数（人）× し尿の 1 人 1 日平均排出量（L/人・日）
仮設トイレ必要設置数	仮設トイレ必要設置数＝ 仮設トイレ必要人数÷仮設トイレ設置目安※（人/基） ※仮設トイレ設置目安＝ 仮設トイレ容量÷し尿の 1 人 1 日平均排出量÷収集計画
仮設トイレ必要人数	本計画では避難者数とする
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の 1 人 1 日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3 日に 1 回の収集

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-3】（令和 2 年 3 月改定、環境省）をもとに作成

表 2-6-6 避難所のし尿発生量及び仮設トイレ必要設置数の推計

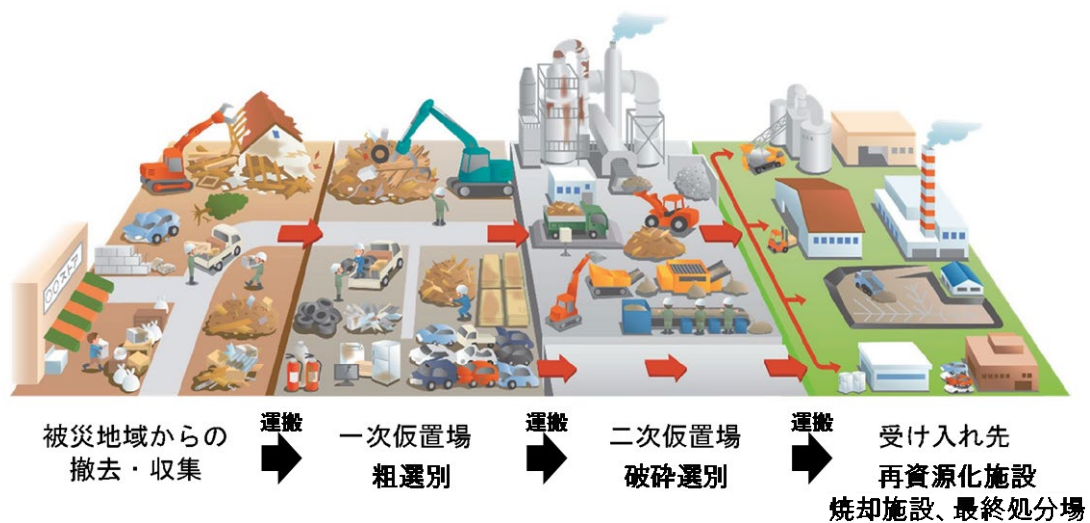
対象災害	避難者数 （人）	し尿発生量 （L/日）	仮設トイレ必要 設置数（基）
全国どこでも起こりうる直下の地震	624	1,061	8
パンケ新得川の氾濫	3,428	5,828	44

第7章 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物処理の全体像

災害廃棄物は、被災現場から分別したうえで仮置場へ搬入し、仮置場でさらに分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、あるいは最終処分を行います。

既存の廃棄物処理施設において目標期間内で処理しきれない場合は、二次仮置場を設置して、必要に応じて破碎、選別、焼却のための仮設処理施設の設置を検討します。



※「災害廃棄物に関する研修ガイドブック総論編」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人国立環境研究所）を参考に作成

図 2-7-1 災害廃棄物処理に係る流れ

（２）発生量

１）地震による災害廃棄物発生量の推計方法

地震による災害廃棄物発生量は、災害廃棄物対策指針に基づき、建物被害棟数に１棟当たりの発生原単位を掛け合わせるにより推計します。さらに、災害廃棄物の種類別割合を掛け合わせるにより、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材の発生量を算出します。

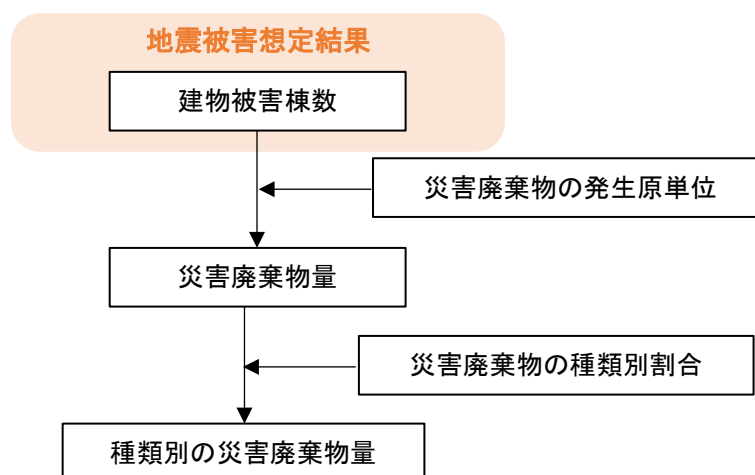


図 2-7-2 地震による災害廃棄物量算出の流れ

表 2-7-1 災害廃棄物発生量の推計方法

【災害廃棄物発生量】 災害廃棄物発生量（t）＝建物被害棟数（全壊、半壊、焼失）（棟）×発生原単位※（t/棟） ※表 2-7-2 に示す発生原単位
【種類別の災害廃棄物発生量】 種類別の災害廃棄物発生量（t）＝災害廃棄物発生量（t）×種類別割合※（％） ※表 2-7-3 に示す種類別割合

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）をもとに作成

表 2-7-2 災害廃棄物の発生原単位

被害区分	発生原単位
全壊	117 トン／棟
半壊	23 トン／棟
床上浸水	4.6 トン／世帯
床下浸水	0.62 トン／世帯

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）をもとに作成

表 2-7-3 災害廃棄物の種類別割合

災害廃棄物の種類	種類別割合
柱角材	4%
可燃物	16%
不燃物	30%
コンクリートがら	43%
金属くず	3%
その他	4%

※種類別割合は、東日本大震災の値を適用しています。

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）をもとに作成

2) 水害による災害廃棄物発生量の推計方法

新得町浸水想定ハザードマップ（新得地区）を用いて、浸水による建物被害棟数を整理し、これに浸水による廃棄物発生原単位を掛け合わせることで推計します。

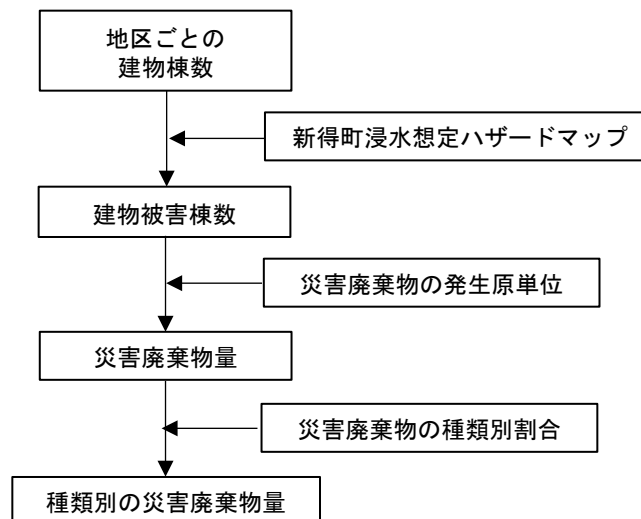


図 2-7-3 水害による災害廃棄物量算出の流れ

3) 災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量は、表 2-7-4、表 2-7-5 の建物被害棟数をもとに、前述の発生原単位及び種類別割合を用いて表 2-7-6 のとおり推計しました。

全国どこでも起こりうる直下の地震では、約 9,500 トンの災害廃棄物が発生すると推計されます。パンケ新得川の氾濫では、約 43,100 トンの災害廃棄物が発生すると推計されます。

表 2-7-4 対象災害（全国どこでも起こりうる直下の地震）における建物被害棟数

建物被害	建物被害棟数
全壊	28 棟
半壊	269 棟

表 2-7-5 対象災害（パンケ新得川の氾濫）における建物被害棟数

浸水深区分	建物被害	建物被害棟数
2.0m～	全壊	328 棟
1.5m～2.0m	半壊	130 棟
0.5m～1.5m	床上浸水	262 棟
0m～0.5m	床下浸水	912 棟

※「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-11-1-1】（平成 26 年 3 月、環境省）と、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会第 8 回会合資料」より、浸水深 2.0m を超えると全壊となる割合が大幅に増えることから、被害区分判定の基準とする浸水深を上記基準とします。

表 2-7-6 種類別の災害廃棄物発生量

	災害廃棄物発生量 (t)						
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	その他	合計
全国どこでも起こりうる直下の地震	379	1,514	2,839	4,069	284	379	9,464
パンケ新得川の氾濫	1,725	6,902	12,941	18,548	1,294	1,725	43,135

（３）処理可能量

１）推計方法

処理可能量の推計については、災害廃棄物対策指針において表 2-7-7 及び表 2-7-8 の方法が示されています。

本計画では、これら 2 つの方法で処理可能量を推計します。

表 2-7-7 災害廃棄物の処理可能量

対象施設	処理可能量（埋立処分可能量）の定義
焼却処理施設	処理可能量（t）＝年間処理量（実績）× 分担率
最終処分場	埋立処分可能量（t）＝年間埋立処分量（実績）× 分担率

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-4】（平成 31 年 4 月、環境省）

表 2-7-8 公称能力を最大限活用する場合の処理可能量

対象施設	処理可能量（埋立処分可能量）の定義
焼却処理施設	処理可能量（t）＝公称能力－通常時の処理量（実績）
最終処分場	埋立処分可能量（t）＝残余容量－年間埋立量×10 年※

※残余年数を 10 年残すことを前提として設定

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-4】（平成 31 年 4 月、環境省）

２）焼却施設の処理可能量

表 2-7-7 の方法の場合、表 2-7-9 に示すように 3 つのシナリオがあり、稼働年数や処理能力等の条件に応じて該当するシナリオについて、処理可能量を推計します。

対象施設は、十勝圏複合事務組合のくりりんセンターとします。

なお、くりりんセンターの供用開始は平成 8 年 10 月であり、施設稼働から 20 年を超えているため、低位シナリオは除外することとします。

表 2-7-10 に焼却施設における処理可能量の推計結果を示します。

組合全体の処理可能量は、高位シナリオの場合は 39,100 トン、公称能力を最大限活用する方法では 25,700 トンと推計されます。

新得町の処理可能量は、高位シナリオの場合は 700 トン、公称能力を最大限活用する方法では 500 トンと推計されます。

表 2-7-9 処理可能量の試算条件

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20 年超の 施設を除外	30 年超の 施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	100t/日未満の 施設を除外	50t/日未満の 施設を除外	30t/日未満の 施設を除外
③処理能力（公称能力）に 対する余裕分の割合	20%未満の 施設を除外	10%未満の 施設を除外	制約なし ^注
④年間処理量の実績に 対する分担率	最大で 5%	最大で 10%	最大で 20%

注）処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入れ対象から除く

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-4】（平成 30 年 3 月改定）をもとに作成

表 2-7-10 焼却施設の処理可能量

施設名称	年間処理量 （実績） （t/年度） ①	年間処理 能力 （t/年）	年間処理能 力-実績 （t/年） ②	処理可能量（t/2.7 年 ^{※1} ）			
				災害廃棄物対策指針 ①×2.7 年×分担率			公称能力 最大 ②×2.7 年
				低位	中位	高位	
くりりんセ ンター （全体）	72,469 ^{※2}	82,000 ^{※3}	9,531	—	19,500	39,100	25,700
くりりんセ ンター （新得町分）	—	—	—	—	300	700	500

※1：大規模災害を想定し、3 年間処理した場合の処理可能量（t/3 年）について算出します。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は 2.7 年とします。

※2：年間処理量：くりりんセンターにおける令和元年度焼却実績

※3：「ごみ処理基本計画」（平成 28 年 2 月、十勝圏複合事務組合）

注）新得町分は、焼却処理量実績の割合で按分計算

3）最終処分場の処理可能量

表 2-7-7 の方法の場合、表 2-7-11 に示すように 3 つのシナリオがあり、残余年数に応じて該当するシナリオについて、処理可能量を推計します。

対象施設は、十勝圏複合事務組合のうめ～るセンター美加登とします。

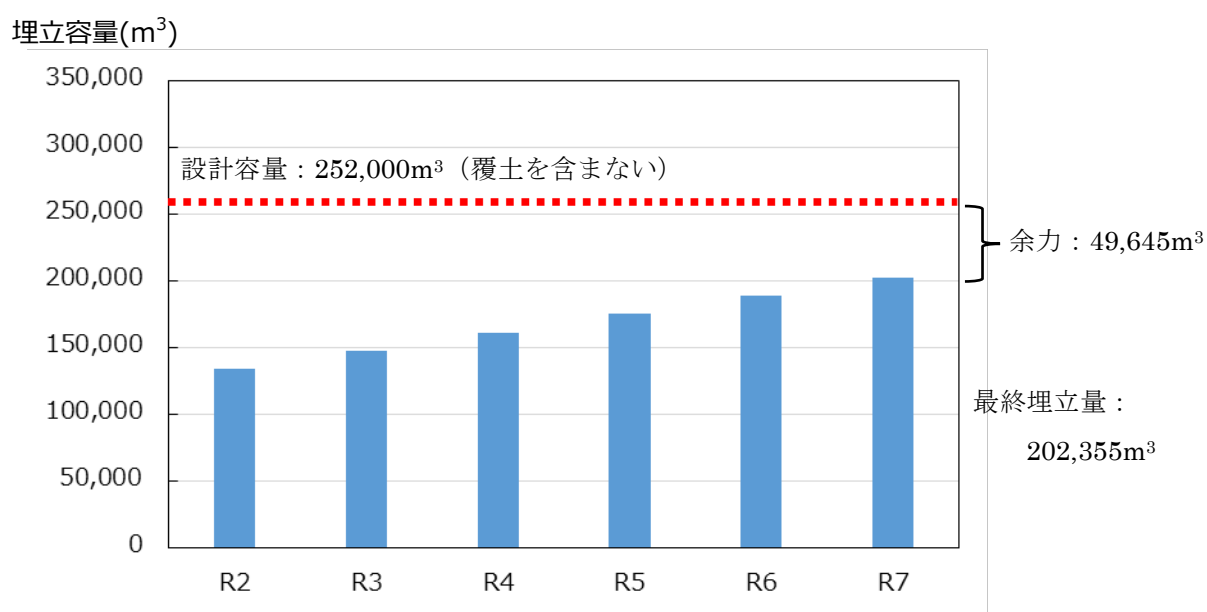
うめ～るセンター美加登は平成 23 年度から埋立を開始し、令和 3 年度において 9 年が経過します。計画埋立期間は 15 年間であり、計画残余年数は 7 年となります。このため、処理可能量はないものとします。

表 2-7-11 最終処分場の処理可能量

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10 年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績 に対する分担率	最大で 10%	最大で 20%	最大で 40%

【参考】

うめ〜るセンター美加登は、現時点では処理可能施設としませんが、参考までに令和 7 年度（計画最終年度）時点の最終埋立容量を推計し、余力分を算出します。令和 2 年度時点の残余容量は 177,240m³であり、令和 2 年度の十勝圏複合事務組合全体量の埋立処分量実績は 13,679m³/年となっています。令和 2 年度実績で令和 7 年まで埋立てたと仮定すると、令和 7 年度までの 5 年間の埋立容量は 68,395m³となり、令和 7 年における最終埋立容量は 202,355m³と想定されます。覆土を除いた設計容量は、252,000m³から、想定埋立容量 202,355m³を差し引いた 49,645m³が災害廃棄物処理に使える可能性のある余力分となります。単位体積重量を 1.5t/m³と仮定すると、約 74 千トンが災害廃棄物処理に使える余力分となります。ただし、この数値は参考数値であり、覆土等を考慮すると災害廃棄物処理に使える余力分は少なくなります。



（４）処理スケジュール

災害廃棄物の目標処理期間は、災害の規模によって発災後に適切に設定します。

大規模災害時には、発災から３年以内に処理を完了するよう努めますが、復旧・復興事業や処理の進捗等に応じて柔軟に対応します。表 2-7-12 に大規模災害時の処理スケジュールの目安を示します。

なお、水害廃棄物については、腐敗しやすく悪臭や汚水を発生するなどの特徴を有することから、種類ごとの優先順位を決めるなどして、処理スケジュールを検討する必要があります。

表 2-7-12 大規模災害時の処理スケジュールの目安

1 年目（初動期～応急対応）	2 年目（復旧・復興）	3 年目（復旧・復興）
被災現場からの 災害廃棄物撤去完了	一次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了	二次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了

（５）処理フロー

災害廃棄物発生量及び処理可能量の推計結果をもとに作成した災害廃棄物処理フローを図 2-7-4 および図 2-7-5 に示します。

可燃物の処理については、全国どこでも起こりうる地震、パンケ新得川の氾濫どちらの場合も処理可能量が不足し、一部を十勝圏複合事務組合の施設以外で処理する必要があります。不燃物の処理については、十勝圏複合事務組合の施設以外で処理する必要があります。

新得町
【全国どこでも起こりうる直下の地震】

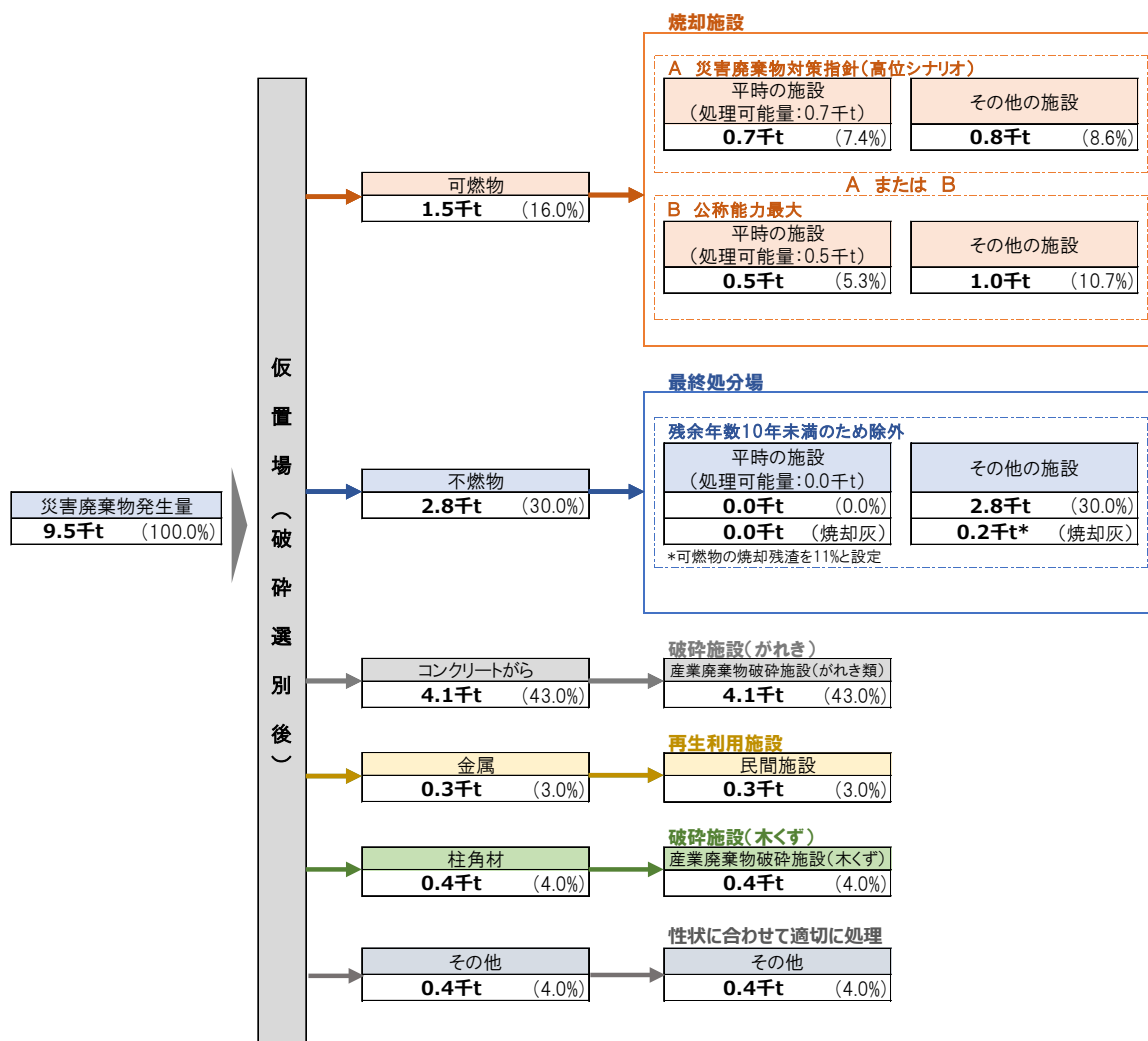


図 2-7-4 災害廃棄物処理フロー（全国どこでも起こりうる直下の地震）

新得町
【パンケ新得川の氾濫】

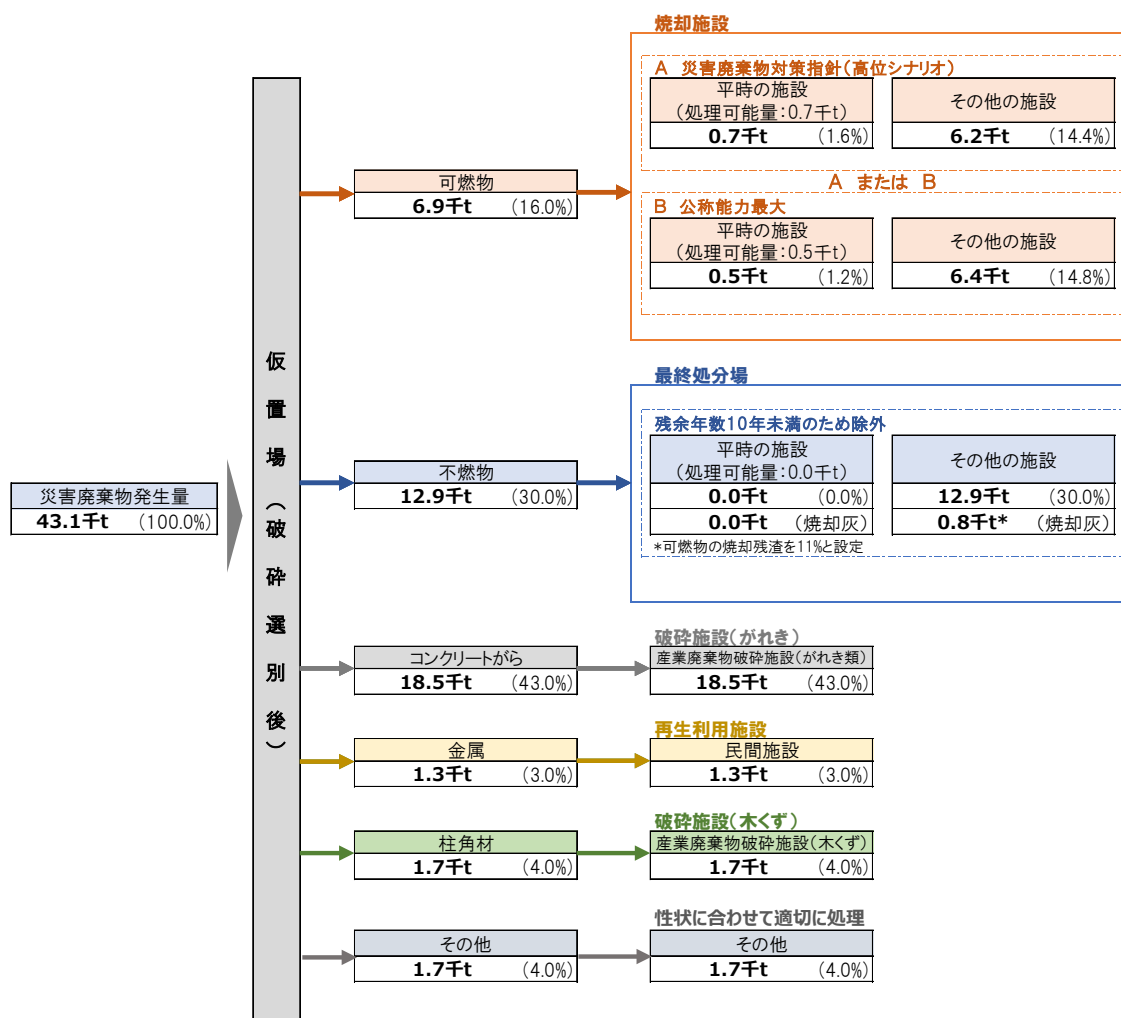


図 2-7-5 災害廃棄物処理フロー（パンケ新得川の氾濫）

（６）収集運搬体制

発災後は、災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするため、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去する必要があります。災害廃棄物の収集運搬が平常時の体制では困難な場合は、人員の増員、車両の確保、重機の手配等による対応を行います。必要に応じて北海道や他市町村へ支援を要請します。

収集運搬車両の被災状況の把握、避難所や仮置場の設置場所の確認をしたうえで、被災により通行できないルート等を考慮した効率的な収集運搬ルートを設定します。

災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の集約、避難所の縮小などの変化に応じて収集車両の必要台数やルートを見直し、適宜効率化を図ります。

環境省 HP に公表されている新型コロナウイルス感染症対策のための収集運搬作業について図 2-7-6 に示します。

ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

—— “作業前” に心がける4つのこと ——

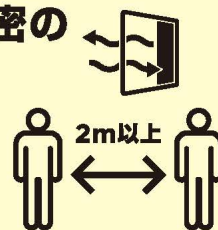
その1 健康管理・ 体調把握の実施

十分な睡眠をとる等の健康管理や定期的な体温測定による体調把握を実施してください。



その2 3つの密の 回避

着替え時等は、他の人と十分な距離をとりましょう。また、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気しましょう。



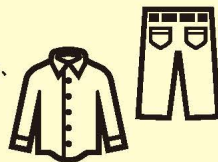
その3 手袋、ゴーグル、 マスク等の防護具の 適切な着用

作業時のウイルス付着を防ぐために、手袋、ゴーグル、マスク等を着用しましょう。



その4 肌の露出の少ない 作業着（長袖・長ズボン） の着用

作業着は、露出した肌へのウイルス付着を避けるために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。



POINT 02.

—— “作業中・休憩中” に心がける4つのこと ——

その1 素手で触らない

素手でごみに触れないようにしましょう。手袋の脱着時に素手で手袋の外側や顔に触れないよう注意しましょう。



その2 こまめに消毒

作業の合間に、機会を見つけてアルコール消毒液等による消毒を心がけましょう。



1/2

出典：「収集運搬作業における新型コロナウイルス対策—ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ—」（環境省 HP）

図 2-7-6 収集運搬作業における新型コロナウイルス対策（1/2）

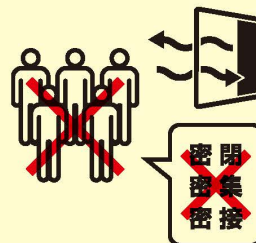
その3 車の換気 (窓開け)

作業車の窓は開放し、常に換気されている状態を保ちましょう。
(複数人乗る場合には必ずマスクを着用)
※気温や湿度の高いときには熱中症にも十分気をつけましょう。



その4 休憩の際の 3つの密の回避

休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。



POINT 03.

—— “作業後” に心がける3つのこと ——

その1 消毒・洗浄の徹底

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう!

●車両の 消毒・洗浄



消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。
(0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒)

●運転席の 消毒

ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。



●スマホ、タブレット 等の消毒

持ち歩いたスマホやタブレットは消毒。



●手袋、ゴーグル の消毒・洗浄

使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。



その2 手洗いの 徹底

帰着直後と「その1」の消毒作業後は手洗いと、必要に応じて洗顔を行いましょう。



その3 着替え時等の 注意

作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう裏返ししながら、脱いだ作業着は洗濯しましょう。
着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



(7) 仮置場

1) 仮置場の分類

仮置場は、住民がごみを搬入する「住民用仮置場」、災害廃棄物の仮置きと重機や人力による粗選別や粗破碎を行う「一次仮置場」、破碎選別機等の仮設処理施設を設置し、本格的な中間処理を行う「二次仮置場」に分類されます。表 2-7-13 に仮置場の役割や設置における留意点について示します。

表 2-7-13 仮置場の分類

住民用仮置場	役割	- 被災住民が持ち込む生活ごみや家財道具、家電等を仮置きする。 - 被災状況に応じて被災地区に近い場所に速やかに設置する。 - ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖する。
	留意点	- 分別指導や分別を促す見せごみ（種類別に集積したがれきの山）を設置する。 - 便乗ごみへの対策が必要。 - ごみ処理施設が受入可能な場合、住民に直接処理施設へ持込みをしてもらう。 ※熊本県の令和2年7月豪雨では、仮置場が1箇所しかなくごみ搬入の車両による渋滞が発生しており、平時より仮置場の複数設置についても検討する。この問題の対策として、熊本県人吉市では、「廃棄物1品目だけ搬入する人を優先的に受け入れる優先レーン」の設置を実施している。
一次仮置場	役割	- 道路等の散乱物、被災家屋の解体等により発生した災害廃棄物を仮置きする。 - 輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、重機による前処理（粗選別）の機能を持つ。
	留意点	- 搬入された災害廃棄物は、柱材・角材・コンクリートがら・金属くずを抜き出し、可燃系混合物と不燃系混合物に分別する。 - 個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理を行うものは分別し、搬出まで一時保管する。 - 搬入時に受入許可業者や分別品質等の管理を行う。
二次仮置場	役割	- 処理処分先、再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、一次仮置場から搬出された災害廃棄物を仮置きし、破碎・選別処理を行い、各処理施設への搬出拠点とする。 - 災害の規模が大きく膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、複数の市町村での設置や、二次仮置場の設置・運営を北海道や国に要請することを検討する。
	留意点	- 雨水や災害廃棄物からの浸出水の対策が必要となるため、アスファルト舗装、遮水構造、水処理施設等が既設されていることが望ましい。これら設備がない場合は、仮設を行う。 - 災害廃棄物の量や種類によっては設置しない場合もある。 - 災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケールを設置する場合がある。 - 搬入時に受入許可業者や分別品質等の管理を行う。

2) 仮置場の選定条件

仮置場は、発災後に必要面積・収集運搬・処理先等の条件を考慮して選定します。

平時において候補地のリストアップを行います。新得町の公有地を利用することを基本としますが、不足する場合は民有地の利用についても検討します。

仮置場の選定条件を表 2-7-14 に示します。

表 2-7-14 仮置場候補地の選定条件 (1/2)

項目		条件	理由
所有者		・公有地(市町村有地、道有地、国有地)が良い。 ・地域住民との関係性が良好である。 ・(民有地である場合)地権者の数が少ない。	・迅速に用地を確保する必要があるため。 ・土地の原状回復や返却をスムーズに行うため。
面積	一次仮置場	・広いほど良い。(3,000 m ² は必要)	・適正な分別のため。
	二次仮置場	・広いほど良い。(10ha以上が好適)	・仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平常時の土地利用		・農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	・原状復旧の負担が大きくなるため。
地域防災計画での位置づけの有無		・避難場所、ヘリポート設置予定地等に指定されていないほうが良い。	・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できない場合があるため。
		・道路啓開の優先順位を考慮する。	・早期に復旧される運搬ルートを活用するため。
望ましいインフラ(設備)		・使用水、飲料水を確保できること(貯水槽で可)。	・粉じん対策、夏場はミスト等にして作業員の熱中症対策にも活用可能であるため。
		・電力を確保できるほうが良い(発電設備による対応も可)。	・仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用の規制		・諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)により土地の利用が規制されていないほうが望ましい。	・手続き、確認に時間を要するため。 ・粉塵、騒音、振動等の影響があるため。
土地の基盤整備の状況		・舗装されているほうが良い。	・土壤汚染しにくく、ぬかるみ等の防止のため。
		・水はけの悪い場所は避けたほうが良い。	・ガラスが混じりにくいため。
		・地盤が硬いほうが良い。	・地盤沈下が発生しやすいため。
		・暗渠排水管が存在しないほうが良い。	・災害廃棄物の重量により、暗渠排水管が破損する可能性が高いため。
地形・地勢		・河川敷は避けたほうが良い。	・集中豪雨や台風等による増水の影響を避けるため。
		・水につきやすい場所は避けたほうが良い。	・災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防止するため。
土地の形状		・平坦な土地がよい。起伏が少ない土地が良い。	・廃棄物の崩落を防ぐため。 ・車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。
		・敷地内に障害物(構造物や樹木等)が少ないほうが良い。	・迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状		・変則形状である土地を避ける。	・レイアウトが難しくなるため。

表 2-7-14 仮置場候補地の選定条件 (2/2)

項目	条件	理由
道路状況	・ 前面道路の交通量は少ないほうが良い。	・ 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	・ ダンプトラックの往来が可能な道路幅が良い。 ・ 二車線以上が良い。	・ 大型車両の相互通行のため。 ・ がれきの運搬では 10 トンダンプトラックの利用が多いため。
搬入・搬出ルート	・ 車両の出入口を確保できること。	・ 災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	・ 高速道路のインターチェンジから近いほうが良い。 ・ 緊急輸送路に近いほうが良い。 ・ 鉄道貨物駅(積出基地)が近いほうが良い。	・ 災害廃棄物を輸送する際に、一般道の近隣住民への騒音や粉塵等の影響を軽減させるため。 ・ 広域輸送を行う際に、効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺の土地利用	・ 住宅密集地でないほうが良い。 ・ 病院、福祉施設、学校等に隣接していない方が良い。 ・ 企業活動や農林水産業等の住民の生業の妨げにならないほうが良い。	・ 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	・ 鉄道路線に近接していないほうが良い。	・ 火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被災考慮	・ 各種災害(津波、洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでない方が良い。	・ 迅速に用地を確保する必要があるため。 ・ 二次災害の発生を防ぐため。

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 18-3】(平成 31 年 4 月改定、環境省)をもとに作成

3) 仮置場必要面積

対象とする災害における災害廃棄物発生量をもとに、表2-7-15に示す推計方法により仮置場必要面積を推計します。

仮置場必要面積を表2-7-16に示します。

全国どこでも起こりうる直下の地震は0.3ha、パンケ新得川の氾濫の場合は1.4haの面積を必要とします。

表 2-7-15 仮置場必要面積の推計方法

必要面積＝集積量(t)÷見かけ比重(t/m ³)÷積み上げ高さ(m)×(1+作業スペース)
集積量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量
年間処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間
見かけ比重：可燃物 0.4(t/m ³)、不燃物 1.1(t/m ³)
積み上げ高さ：5m 以下が望ましい。→本計画では 5m とする
処理期間：3 年未満が望ましい。→本計画では 3 年とする
作業スペース割合：0.8～1 を推奨。→本計画では 1 とする

出典：北海道災害廃棄物処理計画(平成 30 年 3 月)北海道【資料編】p. 2-5

表 2-7-16 仮置場必要面積

	集積量 (t)		面積 (㎡)		
	可燃物系	不燃物系	可燃物系	不燃物系	合計
全国どこでも起こりうる直下の地震	1,262	5,047	1,262	1,836	3,098
パンケ新得川の氾濫	5,751	23,005	5,751	8,366	14,117

※可燃物系には、種類別災害廃棄物のうち、可燃物・柱角材を含めています。

※不燃物系には、種類別災害廃棄物のうち、不燃物・コンクリートがら・金属くず・その他を含めています。

4) 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、設置場所、受入期間、持込方法、分別方法、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行います。広報は、マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）のほか、インターネット、SNS、広報宣伝車等を活用します。また、チラシ等を役場庁舎、避難所および公共施設に掲示するとともに、全戸配布を検討します。

5) 仮置場の運営、管理

平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震など過去の大震災の教訓より、処理期間の短縮、処理費用の低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止の観点等から、搬入時から分別を徹底することが重要とされています。このため、仮置場への搬入時は各廃棄物の種類の種類ごとに分別して排出することを基本とします。

災害廃棄物の処理を着実に推進するためには、災害廃棄物の搬出入状況等を常時把握しておくことが重要であることから、可能な限り計量機を設置します。また、便乗ごみの持ち込みを防止するため、被災者に搬入整理券を発行して搬入を許可制にする、仮置場に管理人を配置するなど適正な運営体制を検討します。

【仮置場運営のポイント】

- 仮置場での分別を徹底するため、被災者やボランティアに対して、同じ袋に複数の種類の災害廃棄物を混合して入れないこと等、分別について周知します。
- 生ごみ等の生活ごみは、災害廃棄物の仮置場では受け入れないようにします。
- 仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努めます。
- 仮置場内の分別品目ごとに看板を設置します（平常時に作成しておく）。災害廃棄物を荷下ろしする順番は、家電類や畳等の分類がわかりやすいものを先にします。
- 分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行い、分別配置の指導を行います。
- 廃家電（４品目）は、家電リサイクル法のリサイクルルートで処理するため、仮置場内において品目ごとに分ける作業を行います。
- 火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにします。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにします。
- 災害廃棄物は種類ごとの発生量や、体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースの大小を決めます。
- 保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等の汚染土壌対策を検討します。分別数については、処分やリサイクルを考慮し、処理業者等の関係者と協議して決定します。
- 石膏ボード等はアスベストが含有されている恐れがあるため、破碎しないように分別します。作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防塵マスク及びメガネの着用を徹底します。
- 状況に応じて不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲にフェンス等の囲いを設置します。
- ボランティア活動との連携を図りつつ、安全確保及び情報共有を徹底します。
- 災害廃棄物量や分別に対する状況把握を日々行います。
- 仮置場の設置及び住民等への広報を迅速に行い、便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き防止に努めます。

6) 仮置場のレイアウト

仮置場レイアウト例を図2-7-7に示します。

災害時には本レイアウト例を参考に、災害廃棄物の発生状況、受入れ先に合わせて品目を決定し、選定した用地に合わせて配置を検討します。

仮置場では、一方通行の動線とし、仮置場内の配置がわかりやすいように配置図を入口で配付します。円滑な搬入のため、出入口は2箇所を基本としますが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りとします。

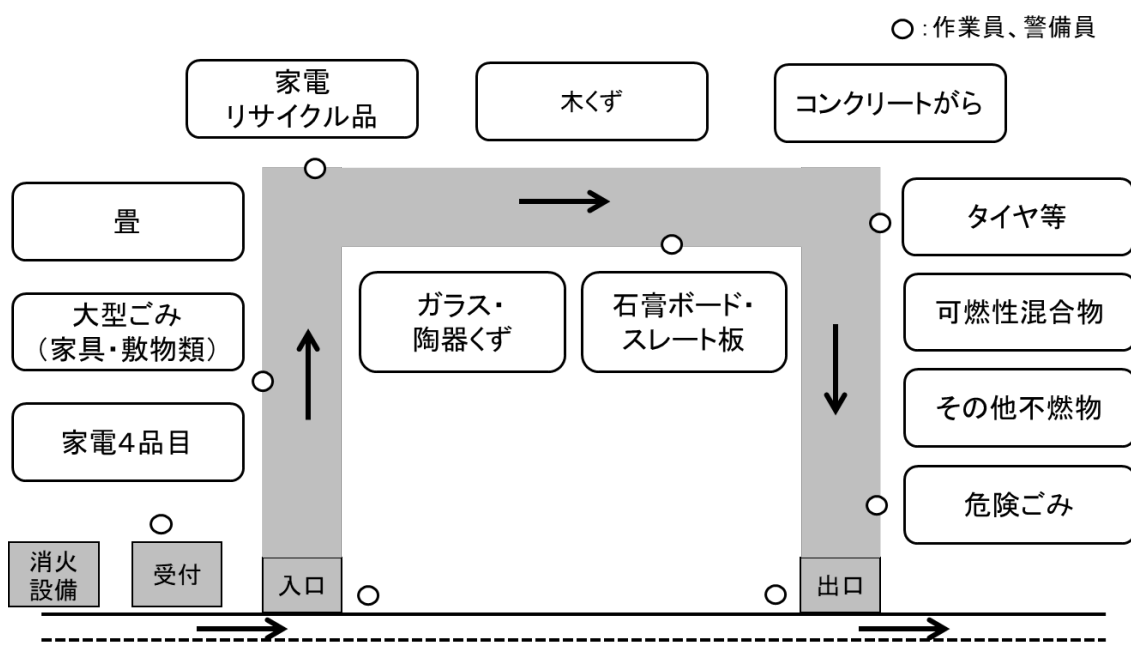


図 2-7-7 仮置場レイアウト例

【仮置場のレイアウト検討方針】

- 搬入・分別を円滑にするため、平常時のごみ分別区分を基本とする。
- 災害時に発生するごみに応じた分別品目とする。
- 処理を考慮し、品目を細分化する。
- 生ごみ類は、速やかに処理するようにし、仮置場には持ち込まないようにする。

7) 仮置場の火災対策、環境対策

災害廃棄物を高く積み上げた場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災が発生することがあります。そのため、仮置場に積み上げられる可燃系廃棄物は、高さ 5m 以下、一山あたりの設置面積を 200m² 以下とします。延焼防止や消火活動のため、堆積物間距離を 2m 以上確保し、消火器の設置を検討します。

火災の未然防止策としては、日常から温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度の測定を行うとともに、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施します。災害廃棄物の搬入時にガスボンベや灯油タンクなどの危険物が搬入されないよう確認を強化し（搬入された場合は分けて保管）、可燃物内からの発煙などの目視確認を定期的に行うこととします。

環境対策としては、仮置場及びその周辺の環境保全を目的に、可能な範囲で大気質・騒音・振動・悪臭・水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供します。環境モニタリングにより周辺環境への影響が懸念される場合には、専門家の意見を求め、適切な対策を講じることとします。

(8) 損壊家屋の解体・撤去

1) 損壊家屋等の解体

発災直後は人命救助を最優先するために、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を実施する必要があります。

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、所有者の責任によって行うのが原則ですが、災害の規模に応じて、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して新得町が全壊家屋の解体を実施することが可能です。さらに被害の状況によっては国の特例措置により、半壊家屋まで補助対象が拡大された場合もあるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知を確認する必要があります。

表 2-7-17 災害廃棄物処理事業費補助金の対象

区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

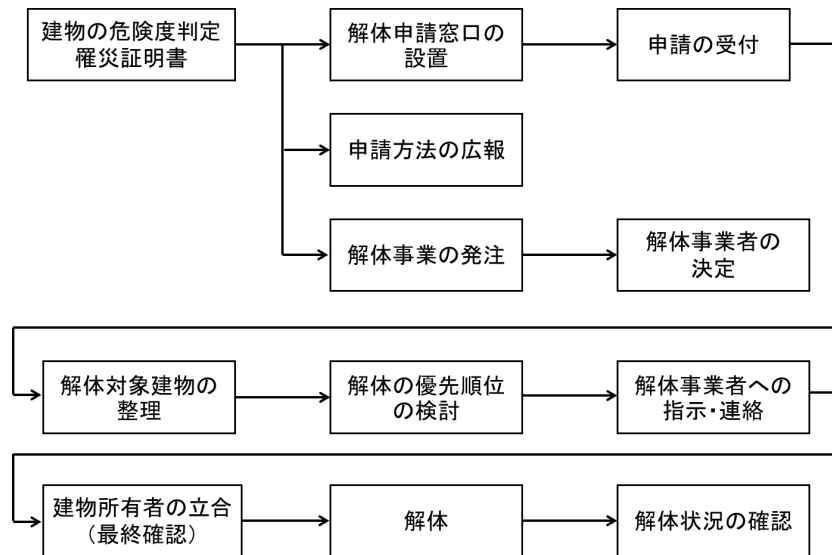
※○：適用、△：場合により適用

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 19-2】（令和 2 年 3 月作成、環境省）

2) 公費解体の手順

公費解体の手順を図2-7-8に示します。

撤去・解体棟数が多い場合は事務量が膨大となるため、庁内他部局からの協力を得て体制を構築します。必要に応じて、北海道や他自治体からの支援要請、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者へ委託することも検討します。



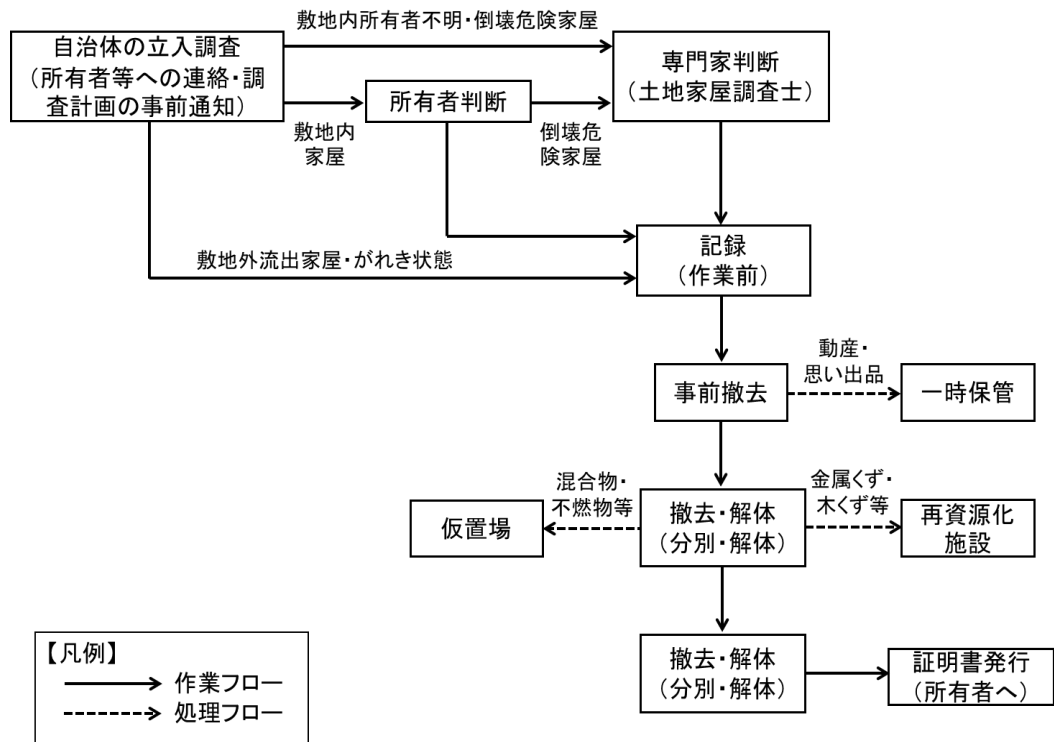
出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 19-2】（令和 2 年 3 月、環境省）

図 2-7-8 公費解体における手順（例）

3) 損壊家屋等の撤去に係る作業・処理フロー

損壊家屋等の撤去に係る作業・処理フローを図 2-7-9 に示します。

損壊家屋等の撤去の際は、仮置場搬入時に可能な限り分別を実施します。廃建材等には石綿が混入されている恐れもあることから、作業を行う者は廃建材等の性状を観察し、石綿等の混入の可能性がある場合は、他の廃棄物とは別に集積し、飛散防止の措置を図ります。



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 19-1】（令和 2 年 3 月、環境省）

図 2-7-9 損壊家屋等の撤去に係る作業・処理フロー

（９）選別・処理・資源化

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であることから、可能な限り被災現場や仮置場で分別・選別を行い、再資源化を図ります。

主な災害廃棄物と再生資材としての利用用途を表 2-7-18 に示します。

表 2-7-18 再生資材の種類と利用用途

災害廃棄物	再生資材	利用用途等
木質系廃棄物 (柱材・角材)	木質チップ、ペレット	木質チップ類/バイオマス ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料(燃料)等
コンクリートがら	再生砕石	再生資材(建設資材等) ・防潮堤材料 ・道路路盤材など
金属系廃棄物 (金属くず)	金属	金属くず ・製錬や金属回収による再資源化 ※リサイクル業者への売却、自動車や家電等の大物金属くずは含まない。
不燃系廃棄物 ※分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し概ね不燃性の廃棄物	セメント資源	セメント原料 ※焼却後の灰や不燃物等はセメント工場でセメント原料として活用する。

(10) 焼却処理

災害廃棄物のうち可燃物については、十勝圏複合事務組合の焼却施設において処理します。

ただし、計画期間内に処理を完了することが困難な場合は、周辺市町村への支援要請、産業廃棄物処理業者の活用、北海道への支援要請等を行います。

(11) 最終処分

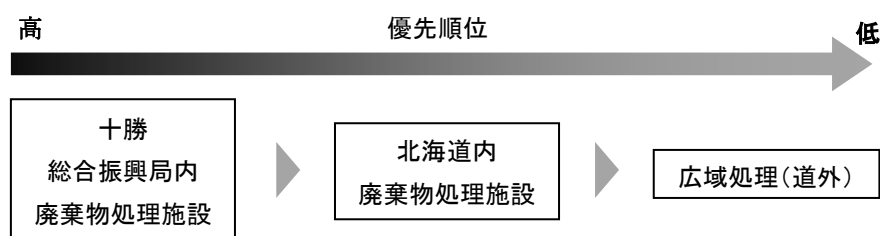
災害廃棄物のうち不燃物や再生利用不適物については、十勝圏複合事務組合の最終処分場において埋立処分します。

ただし、計画期間内に埋立処分を完了することが困難な場合は、周辺市町村への支援要請、産業廃棄物処理業者の活用、北海道への支援要請等を行います。

(12) 広域的な処理・処分

地域内での処理が困難である場合は、支援要請を行い処理体制の確保を図ります。

対象とする災害において処理可能量を上回る可能性があるため、災害時には被災状況に応じて、他施設での受入・処理について支援を要請します。



※災害廃棄物の発生量・処理期間・施設処理可能量等を考慮し、必要に応じて仮設の処理施設設置を検討

図 2-7-10 災害廃棄物の処理先と優先順位

(13) 適正処理が困難な廃棄物

1) 有害性・危険性のある廃棄物

有害性・危険性のある廃棄物が流出し、適切に回収・処理が実施されない場合、災害廃棄物の処理全体に支障をきたすうえ、環境や人の健康への悪影響が懸念されます。このため、通常収集・処理を行っていない災害廃棄物については、あらかじめ北海道及び民間事業者と取扱い方法を検討し、発災時には専門業者へ回収を依頼して処理を進めます。

有害・危険性廃棄物の収集・処理方法を表 2-7-19 に示します。

表 2-7-19 有害・危険性廃棄物の収集・処理方法

	項目		収集方法	処理方法
有害性 物質を 含む もの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）		販売店、メーカーに回収依頼 ／廃棄物処理許可業者に回	中和、焼却
	塗料、ペンキ		収・処理依頼	焼却
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯		回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性 がある もの	灯油、ガソリン、エンジンオイル		購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）		販売店、メーカーに回収依頼 ／廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶		穴をあけずに有害ごみとして排出	破碎、リサイクル
	消火器		購入店、メーカー、消火器リサイクルセンター	破碎、選別、リサイクル
感染性 廃棄物 （家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等		指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

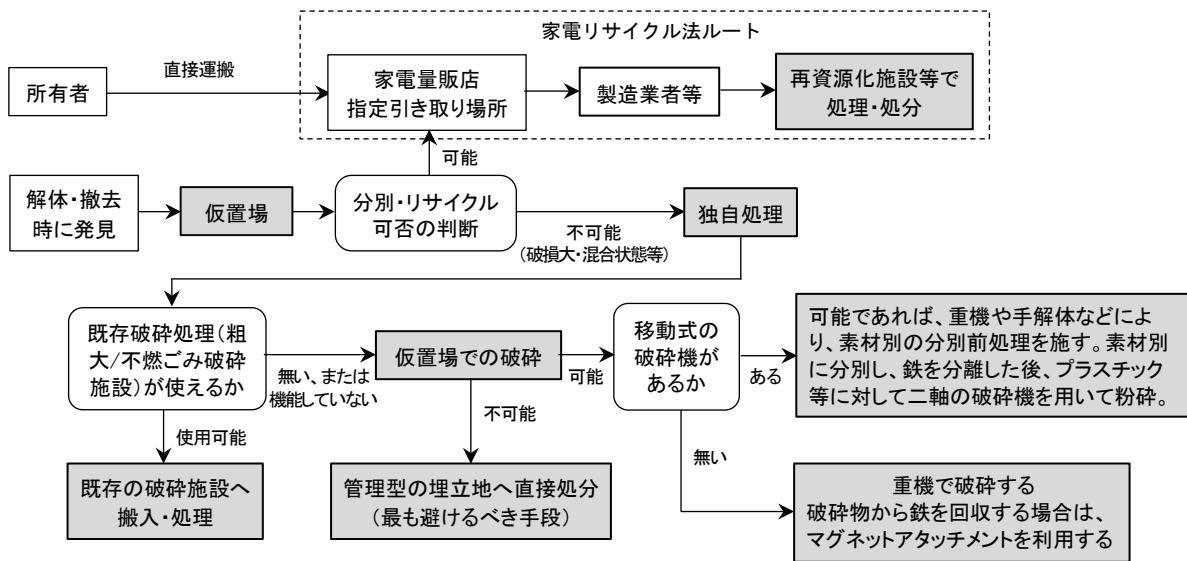
※「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 24-15】（平成 31 年 4 月改定、環境省）を参考に作成

2) 適正処理困難物

新得町で想定される適正処理困難物について整理します。

① 廃家電製品等

廃家電のうち、家電リサイクル法対象品目、小型家電リサイクル法対象品目、その他のリサイクル可能な家電は、基本的には平常時と同じルートでリサイクルを行います。破損・腐食等によりリサイクルが困難な場合は、仮置場で破碎処理を行なうか、あるいは専門業者に回収・処理を委託し、有価物の回収に努めながら処理を行います。



出典：「北海道災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月）

図 2-7-11 廃家電製品の処理フロー

表 2-7-20 小型家電のリサイクルルート例

種類	想定される家電製品	リサイクルルート
パソコン	デスクトップ PC、ノート PC、液晶ディスプレイ	パソコン 3R 推進協議会によるリサイクルシステム
携帯電話	充電器含む	モバイル・リサイクル・ネットワークによるリサイクルシステム
小型家電	ビデオカメラ、デジタルカメラ、小型ゲーム機等	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者
その他	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、ビデオデッキ、DVD、オーディオ類、モニター、ネットワーク機器、プリンター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター	

出典：「北海道災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月）

② 廃自動車

廃自動車は、基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づいて処理を行います。

新得町は、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動、所有者の意思確認、所有者または引取業者に引き渡すまでの保管を行います。所有者が不明の場合は、一定期間公示した後、引取業者に引き渡します。

表 2-7-21 廃自動車の処理方法

項目	内容											
基本的事項	- 被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要。 - 自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。 - 被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。											
被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動	- 被災自動車の被災域からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。 - 被災車両は、レッカー車、キャリアカーにより仮置場まで輸送する。 - 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。 - 電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。 - 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。 - 電気自動車、ハイブリッド車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。											
所有者の照会	- 被災自動車の保有者を調べるためには、情報の内容により照会先が異なる。 <table><tr><th colspan="2">情報の内容</th><th>照会先</th></tr><tr><td rowspan="2">車両ナンバー</td><td>登録自動車</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>軽自動車検査協会</td></tr><tr><td colspan="2">車検証・車台番号</td><td>陸運局</td></tr></table> - 仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明な場合は、一定期間公示し、所有権が市町村に帰属してから当該車両を引取業者に引き渡す。	情報の内容		照会先	車両ナンバー	登録自動車	国土交通省	軽自動車	軽自動車検査協会	車検証・車台番号		陸運局
情報の内容		照会先										
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省										
	軽自動車	軽自動車検査協会										
車検証・車台番号		陸運局										
仮置場における保管	- 使用済み自動車の保管の高さは、野外においては囲いから 3m 以内は高さ 3m まで、その内部では高さ 4.5m までとする（ただし、構造耐力上安全なラックを設けて保管し、適切積み下ろしができる場合を除く）。大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。 - 津波堆積物等が車内に存在する場合は、堆積物の事前除去が望ましい。 - 被災車両は、車台番号及びナンバープレート情報が判別できるものと、できないものとに区分する。											

出典：「北海道災害廃棄物処理計画」

③腐敗性廃棄物

新得町では、豊かな大自然の恵みを活かした農林業が盛んであり、小麦・豆類・甜菜・馬鈴薯・そば等の生産のほか、酪農と畜産では乳牛・肉牛が多く飼育されています。発災時には、腐敗性の高い廃棄物が多く発生することが想定され、処理が必要となります。

獣畜等の死体等の腐敗性の高い廃棄物は、公衆衛生の確保のため、優先して処理を行います。死亡獣畜については、死亡獣畜取扱場での処理を基本とします。取扱場がない場合や運搬が困難な場合は、振興局の指導の下、埋立や焼却を行います。腐敗は時間とともに進行し公衆衛生の確保が難しくなることから、必要に応じて消石灰等を散布し、腐敗の遅延対策を行います。

飼料・肥料は、悪臭や虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、可能な限りフレコンバック等への袋詰めを実施します。

表 2-7-22 適正処理困難物の取り扱い留意点

種類	処理方法・留意事項
腐敗性廃棄物 (水産系廃棄物、 農作物、加工品等)	・焼却施設や最終処分場まで輸送し、迅速に処理する。 ・加工品等の容器包装の有無に応じて、分別回収を行う。分別は、発生現場もしくはそれに近い場所で実施し、容器包装のあるものは、プラスチックや紙など可能な範囲で分別する。 ・発生量が多く、回収までに腐敗が進んでしまう場合は、緊急的な対応として、石灰（消石灰）や脱臭剤の散布のほか、段ボール等による水分吸収などを行い公衆衛生の確保に努める。 ・飛散や悪臭が発生しないよう、ドラム缶等に密閉して運搬する。
肥料・飼料等	・悪臭や虫の発生など生活環境保全に支障が生じる恐れがあるため、可能な限りフレコンバック等の袋詰めを実施する。処理としては焼却、最終処分等を行うが、使用可能な肥料は農家へ提供する。

(14) 水害による廃棄物

水害による廃棄物処理は、通常のごみと比較すると水分を多く含むなどの特徴を有することから、収集運搬・処理にあたっては留意が必要です。

水害では、床上・床下浸水家屋が多く、水が引いた直後からごみが排出されるため、発災後速やかに仮置場の位置や搬入・分別のルール等を周知するよう努めます。

また、水害による廃棄物には、病気につながる可能性のある汚染物質や怪我の原因となる木材や瓦礫が含まれており、水害後の片付けや清掃に当たる際には、手袋やマスク、長靴などを着用するよう住民やボランティアに周知します。

表 2-7-23 水害による廃棄物の取り扱い留意点

種類	留意点
粗大ごみ等	・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが発生すると、積込み・積降ろしに重機が必要となるため、平常時より収集作業人数及び車両等（平積みダンプ等）の準備が必要である。 ・土砂が多量に混入しているため、処理にあたって留意が必要である。 ・畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため収集・保管には留意する。 ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することがあるため、優先的に処理を行う。
し尿等	・汲み取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没し、槽内に雨水・土砂等が流入する可能性があるため、被災後速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。 ・水没した汲み取り槽、浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥については、原則として所有者の責任であり、許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。
流木等	・洪水等により流されてきた流木やビニール等が、一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。
畳	・水分を含んだ畳は発酵により発熱・発火する可能性があるため、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症防止など衛生面の保全を図る。 ・畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るため、カッターによる切断（1/4 程度）等の対応をすることが望ましい。
その他	・ガスボンベなど発火しやすい廃棄物や、消火器、灯油ストーブ、ガラス片などが混入する場合があるため、分別排出を周知する。 ・全般的に土砂や泥が多く混入している場合があるため、破碎・ふるい等の処理が必要となる。

(15) 思い出の品等への対応

思い出の品や貴重品については、廃棄せず、保管場所を確保して管理し、可能な限り所有者に引き渡します。所有者等が不明な貴重品は速やかに警察に届けます。

また、歴史的遺産、文化財等については、他の災害廃棄物と混在しないよう、周知を徹底します。

表 2-7-24 貴重品・思い出の品の取り扱い

基本的事項	・所有者等が不明な貴重品は、速やかに警察に届ける。 ・所有者等の個人にとって価値があると認められるもの(思い出の品)については、廃棄に回さずに新得町内で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。 ・個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要である。
回収・保管・管理・閲覧	・貴重品については、警察へ引き渡す。 ・思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄・乾燥し、新得町内で保管・管理する。閲覧や引渡し之机を作し、所有者に戻すことが望ましい。 ・思い出の品は、膨大な量となることが想定され、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報がわかるリストを作成して管理する。

※「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 24-17】(平成 30 年 3 月)を参考に作成

第8章 地域特性と対応方針

新得町の地域特性から想定される災害廃棄物処理の課題について、以下の対応を検討します。発災後、速やかに対応できるよう、今後、関係者間で調整を行いながら、対策を進めます。

1) 施設における処理困難

十勝地域において対象とする災害が発生した場合は、既存の処理施設のみでの処理が難しいと想定されます。このため、発災後は民間事業者や道内の他自治体との協力体制を構築して処理を行う必要があります。民間事業者との連携にあたっては、既存の協定の運用方法の検討、追加の協定締結の検討を行います。道内の他自治体との連携にあたっては、支援要請の方法等を平常時より調整します。

2) 他市町村との連携

新得町が被災した場合、被災状況に応じて災害廃棄物の処理を関係者間で調整する必要があります。また、十勝圏複合事務組合での処理が困難な場合があることから、平常時より災害廃棄物の種類に応じた対応を想定するとともに、処理先の確保についての情報連絡体制を整えるよう努めます。

3) 冬期の対策

冬期に被災した場合、積雪や凍結により災害廃棄物の処理が困難になる場合が想定されます。冬期における迅速な災害廃棄物処理体制について検討を行います。

表 2-8-1 冬期発災時の対策

処理段階	気象条件	問題点	対応策
災害 廃棄物 運搬時	気温（低温）	路面凍結	運搬効率の低下を考慮した処理計画を策定する。
	降雪・積雪	車線減少	運搬効率の低下を考慮した処理計画を策定する。
	暴風雪	視界不良	沿岸の強風箇所を避けた運搬ルートを選定する。 （暴風雪時は原則作業中止）
仮置場 保管時	気温（低温）	作業員の屋外作業	分別作業効率の低下を考慮した処理計画を策定。
	降雪・積雪	仮置場確保・管理	仮置場の候補地を事前検討する。 （被災時は避難住宅と調整が必要）
		雪氷とごみの混合	雪氷の混入が問題となる廃棄物は別途仕分し、可能な限りシートで覆う。
	暴風雪	ごみの飛散	飛散物は防風・防鳥ネットで覆う。 （原則として作業を中止する）
選別・処 理過程	気温（低温）	作業員の屋外作業	分別作業効率を考慮した処理計画を策定する。
	降雪・積雪	処理経路	処理経路の除雪。
		雪氷とごみの混合	雪氷の混入が問題となる廃棄物は別途仕分し、可能な限りシートで覆う。
	暴風雪	ごみの飛散	飛散物は防風・防鳥ネットで覆う。 （原則として、作業を中止する）

第9章 火山噴火による災害対策

(1) 火山災害対策

新得町地域防災計画では、常時観測火山に該当する十勝岳及びその他の火山に該当する丸山による被害が想定されます。

火山の噴火により堆積した火山灰は、廃棄物法令上は廃棄物に該当しないため、基本的には土砂として処分します。しかしながら、大規模な噴火が発生した場合には、大量の火山灰を処理する必要があり、処分先の確保が困難となることも想定されます。

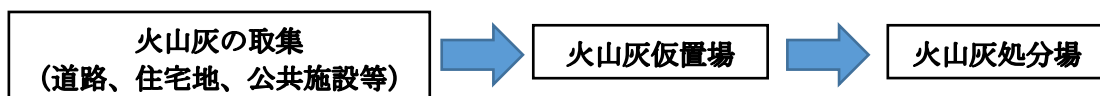
本計画では、火山噴火による災害は対象としていませんが、火山災害への対策も必要です。

(2) 火山灰の処理

1) 火山灰処理の流れ

宅地、事業所等に振った火山灰については、個人及び事業者が除灰作業及び指定された置場へ運搬を行うものとし、町は重機などの道路除灰資機材の確保、優先除灰を行うための道路除灰作業計画と除灰作業に伴って発生する火山灰の収集計画を検討します。

除灰については、ごみ収集車や処理施設が故障してしまう恐れがあるため、通常のごみと分別するものとし、道路の側溝の詰まりを防ぐため、側溝には流さないものとします。



出典：「大規模噴火時の広域降灰対策について【別添資料4】」（令和2年4月、大規模噴火時の広域降灰対策ワーキンググループ）

図 2-9-1 火山灰処理の流れ

2) 火山灰置場の確保

収集した火山灰を一時的に保管する仮置場を設置します。仮置き期間は1~3か月程度を想定します。表 2-9-1 に火山灰置場の要件と留意事項を示します。

表 2-9-1 火山灰置場の要件と留意事項

【主な要件】 ・平坦な場所（火山灰の移動・流出の防止） ・河川や水路から一定程度離れた場所（下流域への流出防止） ・ダンプトラックの往来が可能な場所（後日、処分場へ移動させることを念頭に） ・公有地、公共施設（私有地への集積は地権者と合意が必要）
【留意事項】 ・用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫（シート等の敷設） ・風による飛散の防止（シート等で覆う） ・降雨による流出防止（排水溝の設置） ・火山灰盛土の崩壊防止（盛土高 5 m 以下）

※「大規模噴火時の広域降灰対策について【別添資料 4】」（令和 2 年 4 月、大規模噴火時の広域降灰対策ワーキンググループ）を参考に作成

3) 火山灰の処分

火山灰置場に集積された火山灰の量を勘案し、国や北海道などの関係機関との広域的な対応を含め適切な処分を行います。表 2-9-2 に火山灰処分場の要件と留意事項を示します。

表 2-9-2 火山灰処分場の要件と留意事項

【用地の主な要件】 ・二次被害を回避するため住宅・河川等に隣接しない場所 ・多量の火山灰を捨てることが可能な空間を有する場所 ・ダンプ、トラックの往来が可能な場所 ・私有地の場合、地権者と代償措置等についての合意が必要
【留意事項】 ・風による飛散（表面を土などで物理的に覆う） ・降雨による流出防止（素掘り側溝、雨水集水池等の設置） ・火山灰に付着した火山ガス成分による汚濁水流出（素掘り側溝、雨水集水池等の設置）

※「大規模噴火時の広域降灰対策について【別添資料 4】」（令和 2 年 4 月、大規模噴火時の広域降灰対策ワーキンググループ）を参考に作成

（３）その他の対策

１）備蓄品の整備

活動する職員の健康被害を防止するため、必要に応じて地震災害時等における備蓄品を使用し、平常時より降灰除去作業用のマスク及びゴーグル等の備蓄を検討します。

２）孤立集落対策

火山の噴火等により、孤立集落が発生した場合、避難・救助活動にヘリコプターを活用した事例が多くあります。孤立集落等へのヘリコプターによる応急対策活動を支援するため、ヘリコプターの離着陸が可能な場所の検討が必要です。

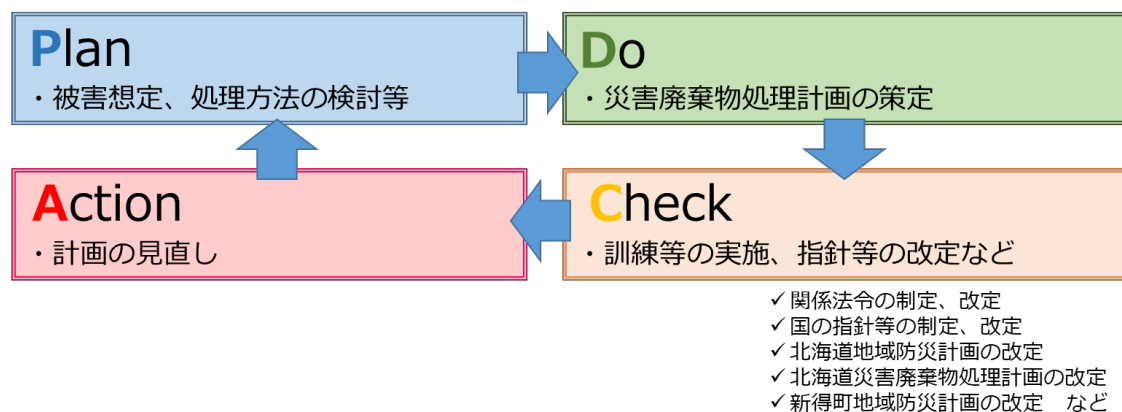
第 10 章 計画の点検

災害廃棄物を適切かつ円滑、迅速に処理するためには、平常時の廃棄物処理を担っている十勝圏複合事務組合、国・県・近隣市町村、協定の締結先等との密な連携が欠かせないものとなります。発災後、これらの関係者との連携体制が迅速に構築できるよう、平常時から対応を協議しておくことが重要です。

災害廃棄物処理に必要な全ての業務を災害後に実施しようとする、対応が後手に回り、適切な初動対応を実施することが困難となります。計画作成・見直しや、協定に基づく訓練等を定期的に行うことで、組織や地域の災害廃棄物対応力を高める取組みが重要です。また、他の被災市町村の検証結果や職員の訓練や研修を実施することで問題や課題を明確にし、より実効性の高い計画としていくことが重要です。

災害廃棄物処理計画を策定した後は、PDCAサイクルによる継続的な改善と見直しを行います。

関連法令及び国や北海道の計画・指針の改定や、北海道や新得町の地域防災計画の改定等があった場合についても、必要に応じて見直しを行います。



※「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～」(平成 28 年 3 月、環境省)を参考に作成

図 2-10-1 災害廃棄物処理計画における PDCA サイクル